

第 3 章

平成26年度事業実績

平成26年度県南保健福祉事務所事業体系

大項目	中項目	小項目	事業名
I 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進			
	(1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進 (健康増進課)		
		①	避難者健康支援事業
		②	被災市町村連絡会等
	(2) 飲用水及び食品等の安全性の確保 (衛生推進課)		
		①	飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査
		②	食品中の放射性物質対策事業
II 全国に誇れる健康長寿の県づくり			
	(1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進		
	ア	健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進 (健康増進課)	
		①	健康増進事業
		②	県南の地域・職域連携推進事業
		③	健康長寿をめざした県民運動推進事業
		④	受診率向上で安心推進事業
	イ	薬物乱用の防止 (医療薬事チーム)	
		①	薬物乱用防止事業
		②	指導取締事業
	ウ	こころの健康づくり (障がい者支援チーム)	
		①	ひきこもり・心の健康相談事業
		②	ひきこもり家族教室
	エ	自殺対策 (障がい者支援チーム)	
		①	自殺対策関連事業
	(2) 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進		
	ア-1	喫煙対策の推進 (健康増進課)	
		①	受動喫煙防止対策・禁煙の推進
		②	喫煙の害に関する情報提供・普及啓発の実施
	ア-2	歯科保健対策の推進 (健康増進課)	
		①	市町村歯科保健強化推進事業
		②	ヘル歯ーケア推進事業
		③	地域歯科保健活動推進事業
		④	幼児う蝕予防対策推進事業
	イ	保健医療福祉における研修の推進 (総務企画課)	
		①	地域保健福祉活動推進研修
		②	保健師現任教育
	(3) 地域包括ケアシステムの構築 (総務企画課)		
		①	在宅医療・介護連携推進事業
	(4) 健全な食生活を育むための食育の推進 (健康増進課)		
		①	食環境整備事業
		②	食育推進事業
		③	特定給食施設管理事業
		④	健康づくり・栄養改善対策
		⑤	栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業
		⑥	地区組織育成支援事業

大項目	中項目	小項目	事業名
	(5)	感染症対策の推進（感染症予防チーム）	
		ア	感染症対策の推進 ① 平常時対策 ② 感染症患者発生時対策 ③ 感染症発生動向調査 ④ エイズ等予防対策 ⑤ 肝炎治療特別促進事業 ⑥ 予防接種普及事業
		イ	結核対策の推進 ① 結核健康診断 ② 結核医療事業 ③ 結核患者管理事業 ④ 結核対策特別促進事業
Ⅲ 地域医療の再生			
	(1)	医師、看護師等の確保と資質の向上（総務企画課）	
		ア	地域医療体験研修事業
		イ	保健医療福祉の人材確保 ① 医師臨床研修「地域保健・医療」研修 ② 実習生に対する教育・実習指導
	(2)	安全・安心な医療サービスの確保	
		ア	地域医療体制の整備（医事薬事チーム） ① 医療安全対策 ② 医療機関監視指導事業 ③ 医療法等に基づく許認可事務
		イ	救急医療体制の整備（医事薬事チーム） ① 初期救急医療体制の整備 ② 第二次救急医療体制の整備 ③ 県南地域救急医療対策協議会
		ウ	難病対策の推進（健康増進課） ① 特定疾患治療研究事業 ② 特定医療費支給認定事務 ③ 指定医・指定医療機関等の指定申請事務 ④ 難病在宅療養者支援体制整備事業 ⑤ 遷延性意識障害者治療研究事業 ⑥ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 ⑦ 原子爆弾被爆者対策事業 ⑧ 石綿による健康被害・救済給付事業
		エ	献血者の確保（医事薬事チーム） ① 献血推進事業 ② 移植医療の推進
	(3)	医薬品の有効性・安全性の確保（医事薬事チーム）	
		ア	医薬分業の適正な推進 ① 医薬分業の推進
		イ	医薬品等の適切な使用、安全性の確保 ① 薬事監視 ② 医薬品医療機器等法等許認可事務 ③ 毒物劇物による危害の防止

大項目	中項目	小項目	事業名
IV 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり			
	(1)	子育て支援サービスの充実（児童家庭支援チーム）	
		①	認可保育所の状況
		②	保育対策等促進事業
		③	認可外保育施設の状況
		④	地域保育施設助成事業
		⑤	子育て支援新制度移行について
	(2)	子どもの健全育成のための環境づくりの推進（児童家庭支援チーム）	
		①	放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）等
		②	児童福祉（保育関係）行政調査指導
		③	保育所指導監査、認可外保育施設調査
	(3)	子育て家庭の経済的支援（児童家庭支援チーム）	
		①	児童手当の支給状況
		②	多子世帯保育料軽減事業
	(4)	援助を必要とする子どもや家庭への支援（児童家庭支援チーム）	
	ア	障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実	
		①	慢性疾患児地域支援事業
		②	発達障がい児支援者スキルアップ事業
		③	医療援護事業（養育医療給付）
		④	小児慢性特定医療支援
		⑤	身体障がい児（者）の親の集い支援
	イ	子どもの権利擁護の推進	
		①	要保護児童対策の推進
	ウ	ひとり親家庭の支援	
		①	母子家庭及び寡婦に対する総合的な支援
	(5)	妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保（児童家庭支援チーム）	
		①	先天性代謝異常等検査事業
		②	新生児聴覚検査支援事業
		③	特定不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業
		④	女性の健康支援事業
	(6)	次代の親を育成するための環境づくりの推進（児童家庭支援チーム）	
		①	県南地域思春期保健対策推進事業
V ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進			
	(1)	人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進（総務企画課、高齢者支援チーム）	
		①	県南地域保健医療福祉協議会
		②	社会関係及び保健衛生統計調査
		③	市町村社会福祉協議会指導監査
		④	高齢者保健福祉計画等の推進
	(2)	誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進（総務企画課、高齢者支援チーム）	
		①	ひがししらかわ“健康な絆づくり”交流事業
		②	老人クラブ活動等事業
		③	民生委員・児童委員の活動支援
	(3)	生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進（高齢者支援チーム）	
		①	百歳高齢者知事賀寿事業
	(4)	高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実（高齢者支援チーム）	
		①	地域支援事業
		②	介護保険の認定
		③	介護保険法事業者指定
		④	介護保険指定事業所等の運営指導及び監査
		⑤	老人福祉施設の運営指導及び監査
		⑥	介護保険業務技術的助言（地域支援事業を含む）

大項目	中項目	小項目	事業名
		(5)	地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援（障がい者支援チーム）
		ア	障がい者の地域生活移行の促進 ① 県南障がい保健福祉圏域計画の推進 ② 県南地域生活移行圏域連絡会の設置 ③ 精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修 ④ 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会
		イ-1	人権への配慮と医療の確保 ① 精神障がい者の措置入院等 ② 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査
		イ-2	在宅福祉サービスの充実 ① 重度障がい者支援事業 ② 特別障害者手当等の支給事業 ③ 自立支援給付費負担金関係事業 ④ 福島県地域生活支援事業費補助金
		イ-3	総合療育体制の推進 ① 障がい児（者）地域療育等支援事業 ② 発達障がいサポートコーチ事業
		(6)	DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援（児童家庭支援チーム、高齢者支援チーム）
			① 女性相談支援事業 ② 配偶者暴力相談支援事業
		(7)	生活支援の充実（生活保護課）
			① 生活保護の適正実施
VI 誰もが安全で安心できる生活の確保			
		(1)	ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進（高齢者支援チーム）
			① おもいやり駐車場利用制度推進事業 ② 「福島県やさしさマーク」交付事業
		(2)	生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上（環境衛生チーム）
			① 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業 ② 環境衛生確保対策事業 ③ 家庭用品安全対策試買検査事業 ④ ねずみ・衛生害虫等の駆除相談事業 ⑤ 衛生講習会の事業 ⑥ 温泉保護対策事業
		(3)	安全な水の安定的な供給（環境衛生チーム）
			① 水道施設等の整備に関する指導事業 ② 水道施設等の衛生指導事業（放射性物質のモニタリング検査）
		(4)	食品等の安全性の確保（食品衛生チーム）
			① 食品営業許可施設等の監視指導事業 ② 食品の安全対策事業
		(5)	人と動物の調和ある共生（食品衛生チーム）
			① 市町村の畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の支援、指導事業 ② 犬による危害防止、適正飼養指導事業 ③ 飼い犬等のしつけ方教室事業 ④ 動物の譲渡事業 ⑤ 小学校への獣医師派遣事業 ⑥ 動物取扱業者指導事業
		(6)	健康危機管理体制の強化（医事薬事チーム）
		ア	災害時医療体制の充実 ① 災害時の救急連絡網の作成・配布 ② 災害時用の医療資器材の保管管理 ③ 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

I 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

I-1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進

1 避難者健康支援事業

心のケアセンターや社会福祉協議会、相談支援専門職チーム等関係機関との連携のもとに、借上げ住宅及び仮設住宅入居者等に対する訪問及び健康相談活動等を実施しました。

(1) 仮設住宅等入居者支援

ア 健康教室等の参加者支援（仮設住宅、借り上げ住宅入居者対象）

開催場所：双葉町仮設住宅等

開催回数：24回（双葉町）

参加人数：延306人（双葉町）

内 容：運動、健康づくり、栄養・食生活等

従事者：延31人：当所職員8人（保健師6人、管理栄養士1人、歯科衛生士1人）看護協会保健師23人

イ 仮設住宅入居者個別相談（訪問、所内面接）

訪問人数：延10人（双葉町8人、浪江町1人、南相馬市1人）

(2) 借上げ住宅入居者支援

ア 健康教室等の参加者支援

開催場所：地域の集会場等

開催回数：13回（浪江町、南相馬市）

参加人数：延155人

内 容：運動、健康づくり、栄養・食生活等

従事者：延18人：当所職員5人（保健師4人、管理栄養士1人）、看護協会保健師13人

イ 借り上げ住宅入居者訪問等

訪問対象者数：475人（浪江町397人、双葉町237人、富岡町35人、南相馬21人、母子21人）

訪問件数：延747人（浪江町467人、双葉町218人、富岡町25人、南相馬市37人）

従事者数：延210人（当所及び看護協会保健師）

ウ 電話相談等

相談実績：延75人（浪江町54人、飯舘村1人、南相馬市2人、双葉町12人、富岡町6人）

(3) 子ども健やか訪問事業（被災した子どもの健康生活支援対策等総合支援事業）

訪問対象者：1歳児、4歳児、小学1年生 27人

訪問人数：延24人（南相馬市5人、富岡町2人、大熊町6人、双葉町1人、浪江町10人）

従事者：3人（当所職員及び雇い上げ助産師）

(4) 避難高齢者を入所対応している高齢者保健福祉施設への心のケア

開催回数：2回

対応人数：高齢者2名、職員2名

(5) その他

ア 精神障害者のケース連絡

・所外ケース検討会（病院、役場、社協、家族、本人等）3回

- ・ケース連絡（電話）延べ7回3 集団支援

2 被災市町村連絡会等

被災者の健康支援を被災市町村等との緊密な連携のもとに継続的に実施するため、連絡会の開催及び打合せを行いました。

(1) 被災市町村連絡会 延18回

双葉町：13回、浪江町：3回、富岡町：1回、双葉町・浪江町合同：1回

(2) ふくしま心のケアセンター県南方部センター打合せ：6回

I-2) 飲用水及び食品等の安全性の確保

1 飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査

飲料水の放射性物質のモニタリング検査を行い、安全性の確認を行いました。なお、これまでに基準値（10Bq/kg）を超過したものはありません。

実施期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

実施数 11検体

検査結果 すべてND（検出限界 1Bq/Kg）

2 食品中の放射性物質対策事業

県内産農林水産物等を原材料とする加工食品等の放射性物質検査を行い、基準値を超える食品の流通防止を図るとともに、食品の安全確保に努めました。

なお、平成26年度において、基準値を超過したものはありません。

実施期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

実施数 656検体

基準値超過数 0検体

II 全国に誇れる健康長寿の県づくり

II-1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

II-1) -ア 健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進

1 健康増進事業

(1) 市町村健康増進計画策定支援等

(根拠) 健康増進法第8条

市町村の健康づくりの基本方針である健康増進計画の策定について、未策定市町村へ対し、策定の働きかけ及び策定の支援を行いました。また、今年度計画見直しである市町村への助言指導を行いました。

・未策定市町村：2村（泉崎村、中島村）

・策定支援：1町（塙町）

・計画見直し市町村：2町村（西郷村、矢吹町）

＜参考＞健康増進計画策定状況(平成26年度末現在) 策定済み：7市町村

市町村名	健康増進計画	第二次健康増進計画
白河市	H16年度～H25年度	H26年度～H35年度
西郷村	H15年度～H19年度	H26年度～H29年度
泉崎村	未策定	
中島村	未策定	
矢吹町	H22年度～H26年度	H27年度～H31年度
棚倉町	H18年度～H27年度	
矢祭町	H22年度～H26年度	
塙町	(第二次として作成)	H26年度～H30年度
鮫川村	H22年度～H26年度	H25年度～H34年度

(2) 市町村健康づくり協議会に対する支援

各市町村が設置する市町村健康づくり協議会から委員と委嘱されている市町村に出席し、健康づくり施策への助言等を行いました。

白河市2回、西郷村1回、矢吹町2回、塙町2回

(3) 健康増進事業等技術的助言

(根拠) 平成26年度健康増進事業技術的助言実施方針

市町村が実施する健康増進事業(健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の保健事業及びがん検診や肝炎ウィルス検診等)の円滑な実施のため、今年度は、個別支援ではなく、市町村が一堂に会した情報交換会として開催し助言等を行いました。

ア 健康増進事業等技術的助言(情報交換会)の開催

日時 平成26年11月17日(月) 13:30～15:30

場所 県南保健福祉事務所 会議室

出席者 9市町村 15名

内容 ①健康増進事業の実施状況の課題と対応について
②特定健診・特定保健指導の実施状況の課題と対応について
③健康増進計画の策定・推進について

(4) 健康増進事業費補助事業

市町村が住民の健康の向上のため実施する健康増進事業の補助事業で、計画書及び実績等の確認・進達事務を行いました。(補助率2/3)

2 県南の地域・職域連携推進事業

(根拠) 地域保健法第4条、健康増進法第9条、県南の地域・職域連携推進協議会設置要項

地域保健と職域保健が連携し、生涯を通じた継続的な保健サービスを提供する体制の整備を図りました。

(1) 県南の地域・職域連携推進協議会の開催

日時 平成26年9月4日(木) 13:30～16:00

場所 県南保健福祉事務所 会議室

参加人数 構成機関15名 事務局4名 計19名

議題 ①特定健診・特定保健指導(第一期)の実績報告
・労働者の状況(白河労働基準監督署から)
・協会けんぽの状況(全国健康保険協会福島支部から)
・国保の状況(福島県国民保険団体連合会から)
・保健衛生協会の状況(福島県保健衛生協会県南支部から)

- ② 県南の特定健診・特定保健指導（第一期）の課題と対応について
 - ・ 県南の特定健診・特定保健指導（第一期）の実施状況
 - ・ 特定健診・特定保健指導（第一期）の課題
 - ・ 受診率・指導率向上に向けての対応
- ③ 地域・職域連携推進事業について
 - 平成25年度事業報告・平成26年度事業計画（案）

（２）連携事業の実施

- ア 働きざかりの健康づくり担当者研修会（西郷村商工会と連携）1回
 - 日 時：平成26年11月7日（金）13:30～15:00
 - 場 所：西郷村商工会 会議研修室
 - 参加者：西郷村商工会員・工業部会員 20名
 - 内 容：①講話 「職場における健康づくりについて」
 講師 金子 大成 氏（かねこクリニック院長）
 ②説明「住民健診について」
 説明者 西郷村役場 健康推進課
 ③説明「県南地域の生活習慣病等の状況について」
 説明者 県南保健福祉事務所 職員
- イ 健康情報の普及啓発
 - ・ 広報誌「職場の健康ニュースNo.5」の作成・配付 8,000部
 - ・ ホームページの更新 等

3 健康長寿をめざした県民運動推進事業

「福島県がん対策の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、県民が、がん対策に関する理解と関心を高め、主体的かつ継続的に活動ができるよう、地域の特性に応じた普及啓発を推進し、県民のがん予防等に取り組む気運の醸成とがん対策の一層の推進を図ることを目的とし、各事業を行いました。

（１）「健康長寿」啓発活動

- ア 働く世代の健康づくり研修会
 - 日 時：平成27年2月20日（金）13:30～15:30
 - 場 所：白河市立図書館 地域交流会議室
 - 参集者：事業所特定給食施設の健康管理者及び衛生推進者、給食業務従事者 16名、事務局3名 計19名
 - 内 容：現状報告「事業所特定給食施設における健康と食生活の実態」
 ～特定給食施設実施調査・食生活アンケート結果から～
 報告者 当所職員 健康増進課 栄養技師 相樂正浩
 講話「働く世代の健康管理と健康増進に向けて」
 講 師：当所職員 所長 加藤清司
- イ 「健康長寿」啓発事業
 - ①各普及月間におけるポスターの掲示、リーフレットの配布を行った。
 - ②普及月間啓発用のぼり旗の作成 3種×各5枚

（２）検診からはじめよう 健康ふくしまフェア（県事業）への協力

- 日 時：平成26年9月23日 11:00～15:00（9:30集合 16:30解散）
- 場 所：ビックバレットふくしま
- 内 容：式典・特別講演の介助、啓発ブースコーナー（禁煙支援ブース担当）
- 協力職員：保健技師1名、栄養技師1名

4 受診率向上で安心推進事業

(1) がん検診受診率向上モデル事業

がん検診等の受診率向上にため、ソーシャル・マーケティングを活用した個別受診勧奨を実施するモデル市町村を支援する事業です。

ア モデル事業研修会の参加 1回

イ モデル市町村への現地調査への協力（白河市2回、西郷村2回）

II-1) -イ 薬物乱用の防止

1 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから、若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、薬物乱用防止教室への講師派遣による啓発を実施しました。

(1) 薬物乱用防止教室（出前講座）による講師派遣

（根拠） 県南保健福祉事務所「出前講座」実施要領

■薬物乱用防止教室講師派遣状況

実施校		受講者数
小学校	10校	487人
中学校	11校	1,685人
高校	4校	1,208人
その他	4校	172人
計	29校	3,552人

(2) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動

（根拠） 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

覚せい剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師等からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会（白河地区指導員30名・東白川地区指導員26名）、高校生及びボランティア団体の協力を得て街頭キャンペーンを行い、地域に根ざした街頭啓発活動を実施しました。

地区名	白河地区	東白川地区
実施月日・場所	6月28日（土） 白河市	7月4日（金） 棚倉町

(3) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

（根拠） 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、活発な自主活動の展開に向けての技術的な支援を行いました。

ア 研修会への講師派遣

協議会名	白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会
開催日	平成26年6月13日（金）	平成26年6月19日（木）

イ 研修会の開催

薬物乱用防止指導員・教職員を対象に両地区薬物乱用防止指導員協議会と共催で研修会を開催しました。

開催日 平成27年3月6日（金） サンフレッシュ白河会議研修室

内容 「県南地区における少年の非行と薬物乱用の実態について」

講師 福島県白河警察署職員

「薬物乱用の現状について」

講師 県南保健所職員

(4) 各種運動の実施

ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施（5月15日～7月31日）

(根拠) 不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

啓発活動を行うとともに不正大麻・けしのパトロール等により発見した不正けし・大麻を抜去しました。

・抜去本数 けし 2, 429本(2件)

イ 麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施(10月1日～11月30日)

(根拠) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

関係機関にポスター、リーフレットを配布し、本運動の普及を図りました。

2 指導取締事業

(1) 麻薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱施設の監視指導を行いました。

・立入検査 37件

■麻薬取扱者数

平成27年3月31日現在

卸売業者	小売業者	施用者	管理者	研究者	施用施設	合計
3	36	161	14	1	88	303

(2) 覚せい剤等取扱者指導取締事業

(根拠) 覚せい剤取締法、監視業務指針他

覚せい剤取締法に基づき、覚せい剤等取扱施設の監視指導及び事務処理を行いました。

・立入検査 74件

■覚せい剤等取扱者数

平成27年3月31日現在

施用機関	研究者	原料研究者	原料取扱者	合計
0	0	1	※201	202

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局(197)含む

(3) 向精神薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

・立入検査 71件

■向精神薬取扱者数

平成27年3月31日現在

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	1	※223	224

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局・卸

(4) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

ア 麻薬免許事務件数

・免許申請 130件 ・免許証記載事項変更届 17件

・業務廃止届 18件

イ 麻薬廃棄等届出件数

・麻薬事故届 8件 ・調剤済麻薬廃棄届 40件

・麻薬廃棄届 24件

(5) 覚せい剤取締法に基づく覚せい剤取扱指定等事務

・覚せい剤原料廃棄届 2件

Ⅱ-1) -ウ こころの健康づくり

1 ひきこもり・心の健康相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

心の悩みや不安、アルコール、自殺に関する事など様々な心の問題に対して、心の健康相談窓口を設置し、精神科嘱託医が相談に応じるとともに、精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者の福祉的援助を行いました。

ひきこもりの状態にある本人または家族の相談窓口を、心の健康相談窓口に併せて設置し、疾患と社会的ひきこもりを判別し、対応のあり方についての指導と早期回復に向けての継続的な支援を行うとともに、家族等を必要に応じてひきこもり家族教室に紹介しました。

相談区分	開催回数	相談人数(人)			
				うちひきこもり相談	
		実人数	延人数	実人数	延人数
心の健康相談 *	12	17	19	8	8
その他来所相談	随時	21	37	2	2
所外相談	随時	1	7	0	0
電話相談	随時	101	288	11	15
家庭訪問	随時	9	16	0	0
	計	149	367	21	25

注1) *精神科医による相談

注2) 「相談人数」の「実人数」について、1人の相談者が2種類以上の「相談区分」で相談実績がある場合(ex.その他来所相談&電話相談)、本当の実人数を把握するため一番上の相談区分(ex.その他来所相談)のみに計上しています。

2 ひきこもり家族教室

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

ひきこもりに悩む家族に集まる場を提供し、家族同士で話し合い、学び合うことで家族の心理的な安定を図り、ひきこもりへの対応能力を高めることを目的にひきこもり家族教室を実施しました。

開催日時・場所	主な内容	講師	参加者数	
			実	延
平成27年 1月16日(金) 13:30~16:00 県南保健福祉 事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・講話「ひきこもりとは～ひきこもりを理解する～」 ・県南若者サポートステーションの紹介 ・グループセッション 	<ul style="list-style-type: none"> ・コスモス通りクリニック 院長 圓口博史 氏 ・県南若者サポートステーション 山本光子 氏 	8	8
平成27年 1月29日(木) 13:30~16:00 県南保健福祉 事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・講話「ひきこもりの支援の実際と家族の対応～効果的なコミュニケーションについて～」 ・グループセッション 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県ひきこもり支援センター 七海良郎 	0	6
平成27年 2月27日(金) 13:30~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・講話「ひきこもりの体験者からのメッセージ」 ・グループセッション 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人ビーンズふくしま 理事長 若月ちよ 氏 ・ひきこもり体験者 	0	5

県南保健福祉 事務所		鹿野晃裕 氏		
合 計			8	19

※対象者：青年期を中心とした「ひきこもり」の状態にある者の家族等で、
県南保健所が主催する「心の健康相談」等の相談を受けた者。

Ⅱ-1) -エ 自殺対策

1 自殺対策関連事業

(根拠) 福島県自殺対策推進行動計画

自殺者の減少に向けて「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき、自殺予防に関する普及啓発の推進、地域の人材育成、市町村の自殺対策への支援等を実施しました。

(1) 自殺予防セミナー（心の健康セミナー）の開催

自殺に至る要因となるストレスの認識とストレスに対する対処方法を習得するため、自殺予防セミナーを開催しました。

開催日・場所	主 な 内 容	対象者	参加者
平成26年 12月18日（木） 13:30～15:30 白河市立図書館	講演「こころの健康セミナー～ストレスを ためずに、すこやかに生きるために～」 講師 東北福祉大学 教授 渡部純夫 氏	一般住民、 市町村職 員、民生児 童委員、精 神保健福祉 関係者	84名

(2) 自殺対策緊急強化基金事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業実施要綱

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、自殺者数の減少を図るため、追い込まれた人に対する相談体制の整備や人材育成等により、地域における自殺対策の強化を推進しました。

ア 普及啓発事業

一般住民に対して、自殺や心の健康等に関する正しい知識や各種相談窓口の普及を実施するため、自殺予防街頭キャンペーンを実施しました。

開催日時	場 所	主な内容	資料等配布数	備 考
平成26年 9月1日（月） 15:30～16:30	ヨークベニマル棚倉店前、 リオンドール棚倉店前、エ スコ棚倉店前	啓発資料の 配布、呼びか け、のぼり 旗設置	300部	棚倉町と共催
平成27年 3月3日（火） 16:30～17:30	ヨークベニマルメガス テージ矢吹店前、ザ・ダイ ソーメガステージ矢吹店前、 ツルハドラッグ矢吹店前、 ファッションセンターし まむら矢吹店前		500部	矢吹町と共催
平成27年 3月3日（火）	県南保健福祉事務所内	職員に対し パンフレッ ト等配布	約50部	

イ 市町村人材育成事業

自殺の徴候を発見し、自殺を予防する人材を育成するため、自殺予防に関わる地域の関係者に対して、研修会を開催しました。

開催日時・場所	主な内容	対象者	参加者
平成26年 12月3日(水) 14:00~16:00 白河市立図書館	講演「自殺と関連が深い精神疾患の特徴と対応について」 講師 寿泉堂松南病院 院長 今泉修一 氏	市町村職員、民生児童委員、健康づくり進員等	60人

ウ 市町村自殺対策緊急強化支援事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業補助金交付要綱

地域における自殺対策を緊急に強化するため必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む市町村の活動を支援するため、補助金を交付しました。

- ・補助金交付市町村数 9市町村
- ・補助金交付額 4,447,818円

エ 家族のためのうつ病教室

うつ病で治療中の方の家族に対して、うつ病の基礎知識や対応方法の基本などの必要な情報を伝えるとともに、自身の健康に目を向ける機会や家族同士の気持ちを分かち合う場を提供することにより、家族の支える力を高めることを目的として、家族のためのうつ病教室を開催しました。

開催日時・場所	主な内容	参加者数	
		実	延
平成27年 2月4日(水) 13:30~16:00 県南保健福祉事務所	・講話「うつ病の基礎知識」 講師 県立矢吹病院 副院長 佐藤浩司 氏 ・家族交流会、グループセッション	4	4
平成27年 2月20日(金) 13:30~16:00 県南保健福祉事務所	・講話「うつ病の方への接し方、対応方法」 講師 あさかストレスケアセンター 臨床心理士 菊池直子 氏 ・家族交流会、グループセッション	1	4
合 計		5	8

(3) 市町村自殺対策担当者会議

管内市町村の自殺対策の推進を図るため、自殺対策に関する情報提供及び市町村との情報交換等を実施しました。

ア 日 時 平成26年8月7日(木) 14:30~16:00

イ 場 所 県南保健福祉事務所 会議室

ウ 参集者 管内市町村自殺対策担当者

エ 内 容 ① 福島県の自殺対策現状と自殺対策の推進について
障がい者支援チーム 主任保健技師 小椋祐子

② 平成25年度自殺対策事業実施結果及び平成26年度実施計画と

進捗状況について情報交換

障がい者支援チーム 専門保健技師 仲川照子
主任保健技師 小椋祐子

- ③ 自殺対策の取り組みに関する意見交換
各市町村

Ⅱ－２） 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進

Ⅱ－２）－ア－１ 喫煙対策の推進

(根拠) 健康増進法第 25 条

「第二次健康ふくしま 21 計画」の推進項目である喫煙対策について、成人の喫煙率の減少及び受動喫煙の防止に重点を置いた対策を推進しました。

1 受動喫煙防止対策・禁煙の推進

(1) 公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査

管内市町村における喫煙対策の推進やその支援を図るため、公共施設における分煙化実態調査を実施しました。(参照資料編 表 1)

(2) 受動喫煙防止対策に関する普及啓発等

- ・特定給食施設施設講習会における普及啓発の実施
- ・飲食店（うつくしま健康応援店）に対し、相談対応及び情報提供の実施

(3) 子どもの受動喫煙防止サポーター育成事業

子どもの受動喫煙防止を推進するため、新規サポーターを認定するとともに、認定したサポーターが、受動喫煙防止に関する知識を再確認し、自主的な活動が展開できるようスキルアップを目的に研修会を開催しました。

①子どもの受動喫煙防止サポーター育成講習会

ア 日 時：平成 26 年 5 月 20 日

イ 場 所：県南保健福祉事務所 会議室

ウ 参加者：保育所・幼稚園職員及び保護者（PTA 役員等）等 計 30 名

エ 内 容：(ア)講演 「たばこの害と健康」

～たばこの煙から子ども達を守るために～

講師：県南保健福祉事務所 所長 加藤 清司

(イ)情報提供（第二次健康ふくしま 21 計画の喫煙対策等）

②子どもの受動喫煙防止サポーターフォローアップ研修会

ア 日 時：平成 26 年 12 月 16 日

イ 場 所：県南保健福祉事務所 会議室

ウ 参加者：今年度育成講習会受講者、既認定サポーター等 計 14 名

エ 内 容：(ア)講話 「子どもの受動喫煙防止のために」

講師：県南保健福祉事務所 所長 加藤 清司

(イ)活動報告

- ・保育園における活動事例報告（白河保育園）
- ・小学校における活動事例報告（矢祭町東館小学校）

(ウ)情報提供（普及啓発資材等）及び情報交換（活動事例等）

2 喫煙の害に関する情報提供・普及啓発の実施

(1) 喫煙の害に関する情報提供（計 5 件）

(2) 喫煙対策関係の媒体貸出及び資材提供（計 9 件）

(3) 喫煙対策関係の貸出用媒体のホームページ掲載

(4) 「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における啓発活動

ポスターの掲示やチラシの配布、ホームページへの掲載等普及啓発を行いました。

Ⅱ－２）－ア－２ 歯科保健対策の推進

1 市町村歯科保健強化推進事業

(根拠) 市町村歯科保健強化推進事業実施要綱

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、市町村歯科保健強化推進研修会及び検討会を開催し、歯科保健支援体制の構築を図りました。

(1) 歯科保健情報システムの運用

例年、市町村の歯科保健に関する情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業評価及び計画を支援しています。(参照資料編 表2)

(2) 市町村歯科保健強化推進研修会及び検討会

管内市町村の歯科保健事業の強化を図るために、研修会(県中保健福祉事務所と合同開催)と検討会を開催しました。

開催日・場所	内 容	参加者
【研修会】 平成27年1月29日 県中保健福祉事務所	ア 報告「県中・県南地域の歯科保健の現状について」	51名 市町村歯科保健担当者、市町村協力歯科衛生士、小学校養護教諭、教育事務所
	イ 講演「じょうずに使おうフッ化物」 講師 池田晴生歯科医院 池田知弘先生(歯科医師)	
	ウ 情報交換(う蝕の現状や取り組み等)	
【検討会】 平成26年8月21日 県南保健福祉事務所	ア 報告「乳幼児歯科保健の現状について」	13名 市町村歯科保健担当者、 歯科医師会、 歯科衛生士会
	イ 情報交換 「う蝕ハイリスク児への対策の検討～効果的な歯科及び栄養指導について～」	
	ウ 情報提供(県の取り組み等)	

2 ヘル歯ーケア推進事業

(根拠) ヘル歯ーケア推進事業実施要領

生涯を通した歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者らに対し口腔保健指導を行うとともに、施設等の保健担当者への助言指導を行いました。

(1) 在宅療養者

相談のあった難病患者に対し、口腔保健指導を行いました。

対応種別	実人数	延人数
所内相談	1人	1人
家庭訪問	4人	4人
計	5人	5人

(2) 施設入所者・通所者等

依頼等のあった下記施設の通所者及び施設職員に対し、口腔保健指導及び助言指導を行いました。

施設等	回数	実人数	延人数
鮫川たんぼぼの家	3回	28人	28人
福島県社会福祉事業団	1回	25人	25人
計	4回	53人	53人

3 地域歯科保健活動推進事業

(根拠) 地域歯科保健活動推進事業実施要綱

地域保健対策における歯科口腔に関する地域住民の健康の保持及び増進を推進させることを目的に実施しました。

- (1) 地域における歯科保健事業に関する企画、調整、指導の実施 (計 6 件)
- (2) 歯科保健事業に関する情報の収集、調査の実施 (計 7 回)
- (3) 歯科保健対策の推進に必要と認められる事項
 - ア 歯科保健の普及啓発に関すること (歯と口の健康週間、出前講座等)
 - イ 歯科保健に関する相談、情報提供等 (計 8 件)
 - ウ 被災者健康支援に関すること
 - (ア) 災害時健康支援活動検討会分科会「歯科・口腔ケア活動」への参加 (計 2 回)
 - (イ) 双葉町郭内仮設におけるサロン活動支援 (計 2 回)

4 幼児う蝕予防対策推進事業

(根拠) 福島県幼児う蝕予防対策推進事業実施要綱

県南地域は幼児う蝕有病率が高いことから、幼児う蝕有病率状況の改善を図るため、昨年度より棚倉町を事業対象市町村とし、以下の事業を行いました。

(1) 幼児う蝕予防対策検討会の開催 (計1回)

開催日・場所	内 容	参加者
平成 26 年 11 月 27 日 (木) 棚倉町保健福祉センター	ア 棚倉町における幼児う蝕の現状について イ 平成 25～27 年度幼児う蝕予防対策活動について ・活動実績報告及び次年度計画について ・今後の幼児歯科クリニック内容の検討	14 名 幼児歯科クリニック従事歯科医師及び歯科衛生士、町担当者等

(2) 幼児う蝕予防対策フォローアップ事業 (幼児歯科クリニック) の実施 (計 3 回)

	開催日	場所	参加児	内容
1	H26 年 10 月 7 日(火)	棚倉町	18 名	・栄養・食生活指導
2	H26 年 12 月 9 日(火)	保健福祉センター	12 名	・フッ化物を活用したブラッシング指導
3	H27 年 3 月 3 日(火)	センター	33 名*	・歯科健康診査 ・フッ化物歯面塗布

※1 歳 6 か月児健康診査の歯科指導未受診者 3 名含む

II - 2) - イ 保健医療福祉における研修の推進

1 地域保健福祉活動推進研修

(根拠) 地域保健福祉活動推進研修実施要領

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

(1) 研修名 「県南地域 (介護予防市町村支援事業) 認知症研修会」

開催日 平成 26 年 10 月 7 日(火)

内容(午前) 伝達報告 「認知症地域資源連携検討事業」～認知症セミナー～

報告者 白河市職員、地域包括支援センター職員及び介護専門員等

説明 1 「認知症地域支援推進員」の配置について

演習 「認知症地域支援推進員の配置の検討～方部毎効果的的配置体制」

出席者 24 人 (管内市町村職員、地域包括支援センター職員)

(午後) 説明 2 「認知症初期集中チーム」の設置について

講話 「認知症初期集中チーム設置促進モデル事業

～実施内容と今後の課題～

演習 「地域での認知症初期集中チーム設置の検討を考える」

講師及び助言者 あずま通りクリニック 金子久美子看護師

出席者 35 人 (管内市町村職員、地域包括支援センター職員、認知症の専門医療機関・在宅医療連携拠点事業担当者)

2 保健師現任教育

(1) 保健師現任教育(県中県南地域合同) 集合研修

開催日(場所)	内容	講師及び助言者	出席数
H26. 10. 6(金) (矢吹町保健福祉センター)	講義「事例検討会の意義と進め方」と事例検討の実際	保健師のための相談室 「なごみ」塚原洋子氏	20
H27. 1. 16(金) (県中保健福祉事務所)	講義及び事例検討の実際 福島における放射線リスク	医大看護学部 古戸順子氏 医大出前講座(熊谷敦史氏)	24

(2) 市町村新任期保健師・栄養士現任教育支援事業

- ア 県南地域市町村保健師・栄養士現任教育体制整備検討会
実施回数 3回 参集者 市町村統括保健師 延べ34人
- イ 市町村保健師現任教育支援管理者研修
開催日等 平成26年8月22日(金) 出席者40人
講演 「健康日本21と保健師活動指針について」
講師 千葉大学客員教授(元厚生労働省健康局長) 矢島鉄也氏
- ウ 新任期保健師栄養士研修及び情報交換会
実施回数 3回 参加者延べ数 64人
内容 地域診断「私の町の脳梗塞の現状」

II-3) 地域包括ケアシステムの構築

1 在宅医療・介護連携の推進

(1) 県南地域在宅医療・介護連携推進会議

県南地域における在宅医療、地域包括ケア等に係る課題の共有、検討、及び情報共有等を通じ、在宅医療・介護連携を推進するための会議を開催しました。

日時 平成27年2月23日(月) 15:00~16:30

場所 サンフレッシュ白河

内容 医療介護総合確保推進法の概要、白河医師会及び東白川郡医師会による多職種連携拠点構築支援事業の概要説明等

II-4) 健全な食生活を育むための食育の推進

1 食環境整備事業

(根拠) 「うつくしま健康応援店」事業実施要領

健康に配慮した食事や環境の提供、健康づくりのための情報発信ができる飲食店等を通して、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備を図っています。

(1) 「うつくしま健康応援店」の登録について

①新規申請店への指導(回数、店舗数、指導人数)

4回 7店舗 6名

②募集のための啓発(回数、店舗数、指導人数)

訪問による勧誘 4回 7店舗 6名

(2) 健康づくり講座

既登録店と新規店舗に対し、登録店の従業員の健康管理のため健康や栄養に関して情報提供をいたしました。

・訪問(各店舗)による指導(回数、店舗数、指導人数) 6回 9店舗 8名
(応援店登録状況)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規登録	9	3	0	7
年度末登録	81	84	84	91
廃止	1	0	0	0

2 食育推進事業

生涯にわたって健全な食生活を実践し、食を通して心豊かに生活できる社会を目指すため、「おいしくイキイキ食育プラン～福島県食育推進計画」に基づいた食育を推進しています。

(1) 福島のおいしい『食』で元気になろう食育プロジェクト

① 福島のおいしい『食』で元気になろうワークショップ

日 時：平成26年6月17日（火）13:30～15:45

場 所：県南保健福祉事務所会議室

内 容：報告「福島県の子どもの食や身体の状態について」

報告者 県南保健福祉事務所職員

ワークショップ「県南管内の子どもの食と健康の課題について」

参加者：幼稚園児・保育園児の保護者、幼稚園教育研究会、福島県保育協議会
県南支部、食生活改善推進員、食品衛生協会、JA、市町村、県南教育
事務所、県南農林事務所 19名

(2) 福島から はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業

① 県南地域子どもの食を考える地域ネットワーク会議

日 時：平成26年7月23日（水）13:00～14:30

場 所：県南保健福祉事務所会議室

内 容：説明1「福島から はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備
事業の概要について」

説明2「福島県の子どもの食や健康の現状について」

説明3「福島のおいしい『食』で元気になろうワークショップの
結果について」

説明者 県南保健福祉事務所職員

協議・検討「県南地域の子どもたちの健康を推進するためには」

参加者：医師会、歯科医師会、県栄養士会、歯科衛生士会、JA、保育協議会、
食生活改善推進協議会、市町村、県農林事務所、県教育事務所 15名

② 保育所等を対象とした食の指導者育成研修会

日 時：平成26年8月11日（月）14:00～16:00

場 所：県南保健福祉事務所会議室

内 容：報告1「子どもの食と健康の状態について」

報告2「食育の取組状況について」

報告者 県南保健福祉事務所職員

講演「子どもの口腔機能の発達について」

講師 国際医療福祉大学クリニック 言語聴覚センター

言語聴覚士 佐藤友貴 氏

参加者：幼稚園・保育所の食の指導者、市町村 38名

(3) 市町村栄養・食生活支援事業

① 平成26年度市町村栄養・食生活支援事業実施状況調査

管内行政栄養士未配置の5市町村（白河市、西郷村、棚倉町、塙町、鮫川村）に
対し、書面及び訪問により栄養・食生活実施状況について調査を行いました。

訪問調査日	実施町村名
平成26年5月7日（月）	白河市
平成26年5月8日（火）	西郷村
平成26年5月22日（木）	鮫川村
平成26年6月6日（金）	塙町
平成26年6月9日（月）	棚倉町

3 特定給食施設管理事業

(根拠) 健康増進法第20条

継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要な施設に対し指導を実施しました。

■特定給食施設数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定給食施設	73	76	75	68
小規模特定給食施設	39	42	42	52
計	112	118	117	120

(1) 特定給食施設等に対する指導

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号

健康増進に果たす給食の役割について理解を深めるとともに、給食運営等に関する情報提供を目的に、給食施設設置や管理者、給食従事者へ指導を行いました。

特定給食施設講習会	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	4	4	3	4
参加延人数	183	191	121	154
参加延施設数	158	173	99	106

巡回指導	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施施設数	108	118	117	62

届出事務	20件	新規開設3	届出事項変更17	廃止0
個別相談	30件	延30施設		

4 健康づくり・栄養改善対策

(1) 健康づくり・栄養改善指導

(根拠) 健康増進法

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの個別指導・集団指導を行いました。

個別指導	0回	延 0人
集団指導	2回	延 64人

(2) 市町村栄養改善事業の支援事業

市町村の栄養改善事業を支援するため、個別指導や集団指導を行いました。

個別指導	20回	延 20人
集団指導	2回	延 23人

(3) 管理栄養士・栄養士指導事業

(根拠) 栄養士法第2条

免許の申請、名簿訂正及び書換え、再交付等の事務を実施しました。

項目	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
管理栄養士申請書等進達事務	10件	11件	9件	9件
栄養士申請書等進達事務	19件	27件	6件	32件
管理栄養士国家試験等の事務指導	4件	10件	13件	8件
窓口相談等	4件	15件	16件	15件

5 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業

(根拠) 健康増進法第31条及び32条の2

販売する食品の栄養表示及び広告、その他の表示について指導を行いました。

項 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
栄養表示等相談および指導	12件	12件	10件	6件

6 地区組織育成支援事業

地域ボランティアの積極的な活動を推進するため、市町村が行う食生活改善推進員の育成及び活動を支援しました。

- ・ 県南地区食生活改善推進員連絡協議会
加入市町村： 白河市・棚倉町・鮫川村
推進員数： 106人（H26年度末）
- ・ 支援状況

個別相談	11回・11人
集団指導	2回・100人

II-5) 感染症対策の推進

II-5) -ア 感染症対策の推進

1 平常時対策

(根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集・分析や公表、人材の養成・資質の向上、感染症発生時の医療提供体制の整備等を行いました。

(1) 新型インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ）対策研修会

新型インフルエンザ発生時に速やかに対応し、感染拡大防止を図るために保健所内の体制と対応等について、研修を実施しました。

- ・ 開催日：平成26年5月26日、5月27日、6月25日
平成27年1月8日、1月9日 計5回
- ・ 場 所： 県南保健福祉事務所 会議室
- ・ 出席者数： 県南保健福祉事務所職員 76人
- ・ 内 容： 標準予防策について
個人防護具着脱訓練 他

(2) 県南地域感染制御ネットワーク支援事業

県南地域の社会福祉施設（高齢者施設、児童福祉施設、障がい者施設等）、医療機関及び教育委員会を対象に感染症に関する情報を定期的に提供した。また、各施設毎の課題等の情報交換を行い、施設毎に感染症発症時の対策が図れるよう支援するとともに研修会を通して、各施設の職員の感染症予防対策のさらなる向上を図りました。

ア 県南地域感染症情報共有システムの構築

平成22年6月より毎月1回程度（情報提供が必要な事態が発生した場合は随時）感染症情報を対象施設に電子メール及びファックスにより送信しました。

（204か所）

平成26年度は、定期号12回と臨時号17回の、計29回発信しました。

イ 県南地域感染制御ネットワーク支援研修会の開催

開催時期：平成26年9月1日、9月8日（2回）

対 象： 高齢者、児童福祉、障がい者及び生活保護法に基づく施設の管理者、職員等

開催場所： 県南保健福祉事務所 会議室

研修内容： 社会福祉施設等における感染症対策について

講師：県南保健福祉事務所職員
参加者数：68人

(3) つつが虫病の予防啓発事業

住民に対し、関係機関との連携により、つつが虫病についての正しい知識の普及啓発を行いました。

- ・健康教育の実施

内 容	対 象	実施回数	参加者数
つつが虫病の予防と対応	地区住民	1回	7人

- ・市町村及び関係機関広報誌掲載による普及啓発の推進 年1回
- ・市町村窓口でのパンフレット配布による普及啓発の推進 通年

(4) 感染症の予防啓発事業

社会福祉施設等関係機関に対し、感染症予防対策や感染症発生時の対応等について、正しい知識の普及を行いました。

- ・8回 参加者213人

2 感染症患者発生時対策

(根拠) 感染症法

(1) 疫学調査の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づく調査が必要な感染症が発生した際に積極的疫学調査を実施し、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を図りました。

また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努めました。

(参照資料編 表3)

平成26年度内訳

結核12件、腸管出血性大腸菌4件、細菌性赤痢1件、つつが虫病5件、麻しん3件、インフルエンザ(集団感染)14件、感染性胃腸炎(集団感染)2件、マイコプラズマ肺炎(集団感染)1件、疥癬(集団感染)1件

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施件数	101件	68件	54件	43件

3 感染症発生動向調査

(根拠) 福島県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

(1) 感染症患者届出状況・全数把握

医師が感染症法に定められた疾病であると診断し届出が行われた場合は、その感染症に係る発生状況等を正確に把握・分析し、その結果を住民や医療関係者への確に提供・公開しました。

■全数把握報告数

単位：件

年度	1類	2類	3類	4類	5類	新型インフルエンザ等
22	0	11	0	29	2	0
23	0	24	0	17	1	0
24	0	20	6	13	2	0
25	0	34	2	7	3	0
26	0	12	2	5	3	0

平成26年度内訳

2類 結核 12件
3類 腸管出血性大腸菌 2件
4類 つつが虫病 5件
5類 麻しん 3件

(2) 感染症患者報告状況・定点把握

感染症発生動向調査指定届出機関から、管内における患者情報及び病原体情報を収集しました。

また、医師会等の関係機関に対して、感染症に関する情報を解析・提供しました。

■ 定点把握疾患別報告数（平成26年）

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
インフルエンザ	676	719	948	430	172	3	0	0	0	0	83	279	3310
RSウイルス感染症	26	10	7	5	2	1	2	0	4	14	16	60	147
咽頭結膜熱	0	3	2	1	5	6	4	1	2	0	2	1	27
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	25	22	24	13	28	26	22	9	6	20	13	23	231
感染性胃腸炎	194	108	60	58	90	47	31	9	16	37	37	76	763
水痘	14	14	18	31	67	37	10	7	19	29	35	51	332
手足口病	1	0	0	0	1	10	9	3	9	11	21	16	81
伝染性紅斑	0	0	3	2	17	28	30	17	13	26	32	43	211
突発性発しん	6	1	14	10	9	8	8	10	6	12	10	12	106
百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	1	1	27	163	38	9	2	1	242
流行性耳下腺炎	28	30	36	54	68	63	53	56	23	19	13	8	451
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	11	16	14	9	12	5	5	3	2	4	7	5	93
細菌性髄膜炎※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	2	2	2	2	5	1	8	7	3	6	2	2	42
クラミジア肺炎※2	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
感染性胃腸炎※3	4	1	3	8	4	2	1	0	0	2	0	0	25
性器クラミジア感染症	1	1	2	4	4	2	3	2	5	5	3	3	35
性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尖圭コンジローマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淋菌感染症	0	0	1	0	3	1	0	0	2	0	0	1	8
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	7
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	1	4	6	1	8	6	6	7	2	8	4	5	58
薬剤耐性アシネトバクター感染症※4	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。

※2 オウム病は除く。

※3 ロタウイルスに限る。

※4 平成26年10月1日より五類感染症（全数）に変更となった。

4 エイズ等予防対策

（根拠）福島県HIV抗体検査実施要領

福島県肝炎ウイルス検査実施要領

(1) エイズ等相談・HIV抗体・肝炎ウイルス検査事業

HIV抗体検査については夜間検査も月2回実施しています。

■相談・検査実施件数

単位：件

年度	エイズ相談件数			HIV抗体検査 ()は夜間検査			HCV・H Bs相談	HCV 検査	HBs 抗原 検査
	男	女	計	男	女	計			
22	49	28	77	9	9	18(3)	15	3	3
23	32	26	58	7	5	12(8)	20	0	0
24	58	21	79	10	9	19(9)	117	1	1
25	52	21	73	10	4	14(2)	190	1	1
26	43	38	81	10	9	19(7)	286	14	14

HIV：ヒト免疫不全ウイルス HCV：C型肝炎ウイルス HBs：B型肝炎ウイルス抗原

(2) エイズ等予防啓発事業

ア エイズ予防出前講座

エイズや性感染症に関する正しい理解を図り、エイズ・性感染症の予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会として健康教育を行いました。

■エイズ等予防出前講座の実施状況

単位：回又は人

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
小学校	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	0	0	1	178	1	186	0	0
高等学校	1	120	0	0	1	104	0	0
その他	2	66	2	54	1	19	1	31
計	3	186	3	232	3	309	1	31

イ 世界エイズデー関連事業

県立高校等に対し学校を通じて全校生徒・学生へ啓発資材を配付し、エイズに関する正しい知識、レットリボンの意味、検査の受け方に関する啓発を行いました。また、街頭キャンペーンにより住民等への啓発を行いました。

啓発資材配付数 県立高校（3校） 750個
 看護学校（2校） 60個
 短期大学（1校） 60個
 リーフレット配布数 管内住民 1,000部

5 肝炎治療特別促進事業

(根拠) 福島県肝炎治療特別促進事業実施要領

B型肝炎ウイルス性肝炎及びC型肝炎ウイルス性肝炎について、肝硬変・肝がん等への進行予防および肝炎治療を推進するため、インターフェロン治療患者、インターフェロンフリー治療患者及び核酸アナログ製剤治療患者の経済的負担の軽減と受診機会の拡大を図りました。

(医療費助成)

- (1) 対象医療：C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的とするインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療で、保険適用となっているもの。
 B型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。

- (2) 助成期間：同一患者について1年以内。

(延長規定、2回目の制度利用規定有り、核酸アナログ製剤治療に関しては助成期間の更新有り)

(肝炎治療特別促進事業受給者証発給状況)

- ・申請件数：87件
 - B型肝炎 51件
 - C型肝炎 36件
- ・受給者証発給数：87件
- ・不承認数：0件

6 予防接種普及事業

(根拠) 予防接種法

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとともに、住民の理解を得て、積極的に予防接種の推進に努めました。

(1) ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎の予防接種実施状況

ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎の第1期の予防接種は、生後3月～90月に到るまでの間にある者を対象として、20日～56日までの間隔をおいて3回(初回接種)、追加接種は、初回接種(3回)の終了後6月以上の間隔をおいて1回接種します。

第2期の予防接種は、ジフテリア及び破傷風の予防接種として、11歳の者を対象として1回接種します。(参照資料編 表4)

(2) 麻しん・風しんの予防接種実施状況

麻しん・風しんの第1期の予防接種は、生後12月～24月に到るまでの間にある者を対象として1回、第2期は5歳～6歳の者で、小学校就学前の1年間にある者を対象として1回接種します。(参照資料編 表5)

(3) 日本脳炎の予防接種実施状況

日本脳炎の第1期の予防接種は、生後6月～90月に到るまでの間にある者を対象として、6日～28日までの間隔をおいて2回(初回接種)、追加接種は、初回接種(2回)終了後、おおむね1年おいて1回接種します。第2期の予防接種は、9歳～12歳の者を対象として1回接種します。

なお、平成17年5月より、日本脳炎ワクチンの使用が、まれに重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)を引き起こすという可能性を否定することができないことから、予防接種の積極的勧奨は差し控えておりましたが、平成21年2月乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが薬事承認され、6月に定期接種の第1期に使用できるワクチンとして位置付けられたことから、第1期の積極的な勧奨が再開されています。

平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、平成26年度に8・9歳になる者で1期追加接種未完了の者、18歳になる者で2期接種未完了の者について積極的な勧奨を行います。

(参照資料編 表6)

(4) 結核の予防接種実施状況

結核の予防接種は、生後1年に到るまでの間にある者を対象として1回、BCG接種を行います。(参照資料編 表7)

(5) Hib感染症の予防接種実施状況

Hib感染症の予防接種は、生後2月～60月に到るまでの間にある者を対象として、27日～56日までの間隔をおいて3回(初回接種)、追加接種は、初回接種(3回)終了後7月～13月おいて1回接種します。

なお、初回接種開始が生後7月に到った日の翌日以降となった場合、開始時期に

よって接種回数が変わることとなりますので注意が必要です。(参照資料編 表8)

(6) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種実施状況

小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、生後2月～60月に到るまでの間にある者を対象として、27日以上の間隔をおいて3回(初回接種)、追加接種は、初回接種(3回)終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に到った日以降に1回接種します。

なお、初回接種開始が生後7月に到った日の翌日以降となった場合、開始時期によって接種回数が変わることとなりますので注意が必要です。

(参照資料編 表9)

(7) ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)の予防接種実施状況

ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)の予防接種は、小学6年～高校1年相当の女子を対象として、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンのどちらか、同一のワクチンを3回続けて接種します。

接種間隔は、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの場合、2回目は1回目の接種から1月～2月半、3回目は1回目の接種から5月～12月となります。また、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの場合、2回目は1回目の接種から少なくとも1月以上、3回目は2回目の接種から少なくとも3月以上となります。

なお、平成25年6月14日より、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたので、予防接種の積極的勧奨は差し控えています。

(参照資料編 表10)

(8) 水痘の予防接種実施状況

水痘の予防接種は、生後12月から生後36月に至るまでの間にある者を対象として、初回接種終了後3月以上の間隔をおいて2回接種します。

(参照資料編 表11)

II-5) -イ 結核対策の推進

平成19年4月より結核予防法を統合した改正感染症法の下に新しい結核対策がスタートしました。結核はポリオ、ジフテリア、SARSとともに二類感染症に位置付けられました。

1 結核健康診断

(根拠) 感染症法

(1) 定期健康診断

定期の健康診断は、下記の者を対象として、事業所・学校及び施設においてはそれぞれの長が、それ以外の住民については市町村長が実施義務者となり実施しています。

- ・ 高等学校、大学等の学生又は生徒
- ・ 学校、医療機関及び社会福祉施設の業務に従事する者
- ・ 65歳以上の者

■平成26年度 結核定期健康診断実施状況

単位：人

	対象者数	受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	結核患者
高等学校	1,219	1,218	99.9	1,218	0	0	0
大学等	94	94	100.0	74	20	0	0
施設	1,212	1,175	96.9	69	1,106	0	0
事業所	5,908	5,695	96.4	2,539	3,156	38	0
一般住民	33,059	11,405	34.5	10,923	482	272	0
合計	41,492	19,587	47.2	14,823	4,764	310	0

(2) 接触者健康診断

感染症法第17条の規定に基づき、結核の感染が疑われる者、または、結核を他に感染させるおそれのある者等特定の対象者に対して健康診断を行いました。

■接触者健康診断実施状況

単位：人

年 度	対象数	実施数	実施率 %	検診結果		
				要医療	経過観察	異常なし
22	155	152(24)	98.1	4	1	147
23	156	147(51)	94.2	8	32	107
24	164	145(63)	88.4	1	30	114
25	246	227 (184)	92.3	6	31	190
26	272	255 (191)	93.8	2	21	232

()内は、QFT検査(クオンティフェロン TB-2G検査)を再掲

2 結核医療事業

(1) 感染症診査協議会開催

(根拠) 福島県感染症の診査に関する協議会運営要綱

開催回数 月1回(入院勧告を行う場合は臨時に開催する)

■感染症診査協議会診査件数

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
診査件数	40	51	53	85	50

(2) 結核医療費公費負担

(根拠) 感染症法第37条及び第37条の2

ア 入院勧告・入院措置患者に対する医療費の公費負担制度(法第37条)

保健所長は、結核をまん延させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、入院を勧告することができます。

入院勧告医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用については、国と負担することになっています。

■法第37条医療費公費負担申請状況

年 度	申 請 件 数			合 格	不 合 格
	全数	新規	継続		
22	18	6	12	18	0
23	19	4	15	19	0
24	18	5	13	18	0
25	43	11	32	43	0
26	17	3	14	17	0

イ 一般患者に対する医療費公費負担制度（法第37条の2）

結核患者に対する適正医療を推進し、早期治癒を支援するため、その区域に居住する結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、国と県でそれぞれ一定の割合を負担することになっています。

■法第37条の2 医療費公費負担申請状況

年 度	申請件数	合格件数	承認件数
22	22	22	22
23	23	22	22
24	23	23	23
25	42	41	41
26	25	25	25

3 結核患者管理事業

(1) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、平成15年から全国・県より低い状況で推移していましたが、平成25年は全国、県より高くなっています。

■結核罹患率の推移（人口10万対）

年	H21	H22	H23	H24	H25
全 国	19.0	18.2	17.7	15.4	15.5
福 島 県	11.6	12.2	11.5	9.9	11.7
県南地域	8.6	5.3	11.4	9.5	16.4

(2) 市町村別結核患者新登録患者数

平成26年の新登録患者15人のうち、喀痰塗抹陽性であった者は7人となっています。

■新結核患者登録者数（年別・市町村別・活動分類別）

（当該年に新たに結核患者として登録された数）

単位：人

区分 年別 市町村別	活動性肺結核								※罹患率 （人口10 万対）	別 掲 潜在性 結 核 感染症
	総 数	肺結核活動性						肺外結 核活動 性		
		総 数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他			
			総数	初回治療	再治療					
平成21年	13	10	6	5	1	4	0	3	8.6	2
平成22年	8	8	6	6	0	2	0	0	5.3	3
平成23年	17	15	6	6	0	8	1	2	11.4	7
平成24年	15	10	1	1	0	7	1	5	9.5	3
平成25年	24	17	5	5	0	10	2	7	16.4	6
平成26年	13	11	7	7	0	2	2	2	※8.9	2
白 河 市	8	6	4	4	0	1	1	2		0
西 郷 村	2	2	1	1	0	0	1	0		0
泉 崎 村	1	1	1	1	0	0	0	0		0
中 島 村	0	0	0	0	0	0	0	0		0
矢 吹 町	0	0	0	0	0	0	0	0		0
棚 倉 町	0	0	0	0	0	0	0	0		0
矢 祭 町	0	0	0	0	0	0	0	0		0
塙 町	2	2	1	1	0	1	0	0		2
鮫 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0		0

※ 平成26年の罹患率については、県南保健所集計によるものです。

※罹患率（人口10万対）：10.1 現在人口より

26.10.1 現在人口 145,382人

(3) 市町村別結核患者登録数

■結核患者登録数(年別・市町村別・活動性分類別)

(当該年に新たに結核として登録された者とそれ以前からの登録者で年末に登録のある結核患者数) 単位：人

区分 年別 市町村別	総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	別掲 潜在性結核感染症	登録率	※ 有病率 (人口10万対)
		総数	肺結核活動性						肺外結核活動性					
			登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他							
			総数	初回治療	再治療									
平成21年	33	10	8	5	4	1	3	0	2	22	1	2	21.8	6.6
平成22年	31	5	4	4	4	0	1	0	0	26	0	5	22.6	2.6
平成23年	34	5	5	5	5	0	5	0	2	22	0	12	22.6	2.6
平成24年	34	12	9	2	2	0	5	2	3	22	0	10	23.1	2.9
平成25年	40	11	5	3	3	0	1	1	6	0	29	7	27.4	7.5
平成26年	54	6	5	2	2	0	2	1	1	11	37	13	37.1	4.1
白河市	26	3	2	1	1	0	1	0	1	1	22	2		
西郷村	6	1	1	0	0	0	0	1	0	3	2	2		
泉崎村	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0		
中島村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0		
矢吹町	8	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	0		
棚倉町	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6		
矢祭町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		
塙町	4	1	1	0	0	0	1	0	0	1	2	3		
鮫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※()内は治療中の患者数再掲

H26.12.31 現在

※平成26年の有病率については、県南保健所集計によるものです。

(4) 年齢階級別結核登録状況

70歳以上の割合は48.0%で、最も多くなっています。

■年齢階級別結核登録患者数及び割合

単位：人(%)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～29歳	4(12.1)	1(3.2)	5(14.7)	6(17.6)	7(17.5)	7(13.0)
30～39歳	2(6.1)	4(12.9)	4(11.8)	4(11.8)	3(7.5)	5(9.3)
40～49歳	5(15.1)	1(3.2)	3(8.8)	3(8.8)	5(12.5)	3(5.6)
50～59歳	3(9.1)	4(12.9)	3(8.8)	2(5.9)	3(7.5)	4(7.4)
60～69歳	4(12.1)	6(19.4)	4(11.8)	6(17.6)	7(17.5)	9(16.7)
70歳以上	15(45.5)	15(48.4)	15(44.1)	13(38.3)	15(37.5)	26(48.0)
合計	33	31	34	34	40	54

4 結核対策特別促進事業

(1) 結核患者療養支援事業の実施

喀痰塗抹陽性患者の院内DOTS(直接服薬確認療法)を支援するため、白河厚生総合病院等と保健所によるケアカンファレンスを実施しました。

- ・開催回数：6回
- ・事例件数：46件

III 地域医療の再生

III-1) 医師・看護師等の確保と資質の向上

Ⅲ－１）－ア 地域医療体験研修事業

(根拠) 地域医療体験研修実施要領

地域医療に関心の高い医学生を対象に、地域医療の現状視察や地域住民との交流などの場を提供し、東白川地域等における地域医療や地域の現状について理解を深めてもらうため、宿泊体験研修を実施しました。

ア 地域医療体験研修（冬期） ※H26は夏期は実施せず。

開催日：3月11日～12日（1泊2日）

内 容：塙厚生病院、白河厚生総合病院、訪問診療等の医療現場の視察
特別養護老人ホームの現場視察
医師等との懇談会、臨床研修医との懇談会の実施
福島県文化財センター白河館見学

参加者：7名（福島県立医科大学5名、秋田大学2名）

Ⅲ－１）－イ 保健医療福祉の人材確保

1 医師臨床研修「地域保健・医療」研修

(根拠) 医師法

平成16年度から医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修がスタートしたことに伴い、臨床研修病院から研修医を受入れ、当事務所における研修プログラムに基づき、県南地域の保健・医療の現状を踏まえながら地域保健・医療研修の充実に努めました。

- ・研修医 2人
- ・研修時期 平成26年6月～平成26年7月
- ・研修期間 1週間

2 実習生に対する教育・実習指導

(根拠) 福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

■実習生受入状況

養成施設名	実習人数	実習期間
福島県立医科大学看護学部4年	14人	平成26年5月19日、6月16日
同 上 2年	14人	平成26年10月27日～10月31日 11月4日～11月7日
ポラリス保健看護学院	9人	平成26年5月19日
	3人	平成26年11月19日
郡山女子大学	1人	平成26年9月1日～9月5日
郡山健康科学専門学校	4人	平成26年9月16日～9月19日
福島介護福祉専門学校	1人	平成26年9月1日～9月5日

Ⅲ－２） 安全・安心な医療サービスの確保

Ⅲ－２）－ア 地域医療体制の整備

1 医療安全対策

(根拠) 医療法・福島県医療相談センター運営指針

(1) 県南地域医療安全研修会

医療安全対策は医療政策の最重要課題であり、地域住民に安心・安全な医療を提供するためには、すべての関係者が共通意識を持って取り組む必要があります。

そこで、医療機関が医療安全対策に組織的に取り組むことができるよう意識の向上と実践できる知識の習得を図りました。

- ・開催日 平成26年10月22日(水) 18:30～19:40
- ・対象者 管内の医療機関の管理者、医師、歯科医師、看護師及び事務担当職員等
- ・参加者数：186名

・内 容

(講演1)

「医療安全トピックス」講師 県南保健福祉事務所 専門放射線技師 齋藤正一

(講演2)

「口腔器材を含めた滅菌の理解と対策」～滅菌処理のポイント解説～

講師 株式会社 名優

第1種滅菌技師 坂田 真裕 氏

(2) 医療安全ネットワーク会議(研修会)の開催

(県南地域医療安全ネットワーク確保事業)

県南地域8病院のリスクマネージャーを構成メンバーとする情報連絡会議を定期的で開催して、医療安全(院内感染対策)に関する事例検討や情報交換を行うとともに、リスクマネージャー等のレベルアップを図りました。平成26年度は2回開催しました。

ア 目的

各病院における医療安全管理の責任者であるリスクマネージャー(医療安全推進者)間の情報交換及び安全対策意識の向上を図ることにより、医療現場における事故減少並びに安全管理体制の確保に努めることを目的とする。

イ 実施内容

第1回 日 時：平成26年9月10日(水) 15:00～16:30

会 場：県南保健福祉事務所会議室

内 容：医療安全に関する改善点等について 他

参加者数：リスクマネージャー、看護師等 28名

第2回 日 時：平成27年1月28日(水) 15:00～16:30

会 場：白河厚生総合病院大会議室

内 容：5Sの取り組みについて 他

参加者数：リスクマネージャー、看護師等 41名

(3) 医療相談

患者、家族からの医療に関する苦情、心配事などの相談に迅速に対応するとともに、医療機関への情報提供、指導を実施しました。

- ・医療相談件数 11件

2 医療機関監視指導事業

(根拠) 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

福島県医療監視要綱

病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備及び適正人員の配置状況、さらには、適正な管理が行われているか等について立入検査を実施し、県民に適正な医療が提供できるよう指導・助言を行いました。

(参照資料編 表12,13)

■医療監視実施数

立入実施数	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
病院	11	10	9	8	8
一般診療所	44	27	24	25	32
歯科診療所	23	11	14	13	23
施術所	26	0	13	14	19
歯科技工所	4	0	4	5	2
合計	108	48	64	65	84

3 医療法等に基づく許認可事務

(根拠) 医療法・福島県医療法施行細則

医療機関の開設(病院を除く。)許可、使用許可等の事務を行いました。

- ・病院診療所開設許可 9件(診療所9)
- ・病院診療所変更許可 11件(病院9・診療所2)
- ・病院診療所使用許可 8件(病院7・診療所1)

Ⅲ-2) -イ 救急医療体制の整備

1 初期救急医療体制の整備

白河市、西白河郡・東白川郡町村は、在宅当番医制をそれぞれ各医師会に委託し、当番医制により休日診療を実施しています。

また、平成25年度より休止していた小児平日夜間救急外来事業を8月1日より再開しました。

歯科についても、白河歯科医師会が在宅当番歯科医制により、休日診療を実施しています。

2 第二次救急医療体制の整備

(根拠) 救急医療対策の整備事業について(国通知)

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急医療輪番病院群により実施しています。

■第二次救急医療機関

平成27年3月31日現在

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救 急 病 院
福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	○	○
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1	○	○
公益財団法人会田病院	西白河郡矢吹町本町216	○	○
福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5	○	○
計		4	4

3 県南地域救急医療対策協議会

(根拠) 福島県域救急医療対策協議会設置要綱

地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行います。

平成26年度県南地域救急医療対策協議会

開催日時 平成27年3月5日(木) 15:00~16:30

- 開催場所 県南保健福祉事務所大会議室
 内 容 ①初期救急医療の対応状況について
 ②病院群輪番制による二次救急の対応状況について
 ③救急搬送患者受入体制について

Ⅲ－２）－ウ 難病対策の推進

1 特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県特定疾患治療研究事業実施要綱 (H27.4.1 施行、H27.1.1 適用)

これまで、56 疾患を対象に調査研究及び医療費の公費負担が行われていましたが、難病患者に関する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という) に基づく医療費助成制度が平成 27 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、対象疾患が 5 疾患となりました。

■特定疾患医療受給者証所持者 (年度末現在)

年 度	平成26年度
人 数	0

2 特定医療費支給認定事務

(根拠) 福島県特定医療費支給認定実地要綱 (H27.4.1 施行、H27.1.1 適用)

第 1 次実施分指定難病 110 疾患 (H27.1.1 時点) について、医療費の公費負担が行われています。なお、平成 27 年 7 月 1 日から 306 疾患が対象となります。

■特定医療費受給者証所持者 (年度末現在)

年 度	平成 26 年度
人 数	8 1 4

3 指定医・指定医療機関等の指定申請事務

(根拠) 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号)

第 1 4 条第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定、第 1 5 条第 1 項・第 2 項の規定に基づき指定医の指定を都道府県知事が行うものです。

(1) 難病患者に対する医療費助成制度に関する事務説明会の開催

日 時 平成 26 年 10 月 28 日 (火) 15:00~16:40

場 所 白河市立図書館

参集者 医療機関、薬局、訪問看護ステーションの担当者 68 名

(2) 指定申請の受理

■指定申請件数 (H27.3.31 現在)

種 別	件 数
指定医・協力難病指定医	8 1
指定医療機関・診療所	4 0
指定薬局	3 9
指定訪問看護事業者	7
計	1 6 7

4 難病在宅療養者支援体制整備事業

(根拠) 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

(1) 難病患者地域支援連絡調整会議

ア 難病患者地域支援連絡会議

地域の保健・福祉サービスと医療が総合的に提供できる体制を整備するために、難病患者を支援する関係者が課題と対策を検討しました。

開催日及び場所	内 容	参加者数
平成27年3月4日 県南保健福祉 事務所	① 情報提供 「難病対策の改革に係る進捗状況について」 ② 事業報告「H26年度難病患者関連事業の実施状況」 ③ 事例報告「人工呼吸器の装着等医療依存度の高い難病患者への支援」	25機関 29人

イ 難病患者在宅ケア調整会議

在宅療養生活をしている難病患者の多様なニーズに対応し、保健・医療・福祉等の各種サービスの総合的な調整を行う会議ですが、要望等なく実施しませんでした。

(2) 相談指導事業

面接や電話による相談指導を随時行うと共に、神経難病患者と中心に保健師、歯科衛生士による家庭訪問を実施し、在宅療養生活を支援しました。

内 容	実件数	延件数
家庭訪問	45	58
電話相談	—	925
面接相談	872	1428

(3) 医療相談事業

在宅で療養をしている神経難病患者等を対象に、QOLの向上を図るため、相談及び交流を目的とした医療相談会を実施しました。

開催月日 場 所	対象疾患	内 容	講師等	参加 人数
H26.7.5 (土) 県南保健福祉 事務所	神経難病 患者	* 作業療法士による実技指導 「生活に役立つリハビリ」	作業療 法士	21
H26.8.9 (金) 県南保健福祉 事務所	パーキン ソン病患 者	交流会「パーキンソン病と上手に 付き合うために」 関連制度・福祉サービスの紹介	当所保 健技師	22
H26.9.7 (日) 県南保健福祉 事務所	新規認定 患者	交流会「病気になって感じたこと 考えたこと」 特定疾患治療研究事業及び関連 制度の紹介	臨床心 理士	5
H26.9.26 (月) 棚倉町保健福 祉センター	神経難病 患者	作業療法士による実技指導 「生活に役立つリハビリ」	作業療 法士	4
合 計	4回			52

※各回、難病ボランティア「ゆいの会」が協力有り

(4) 訪問診療事業

専門医師、理学療法士等が、患者の家庭（生活の場）において、診療及び療養上の相談や実技指導等を行う事業ですが、今年度は、希望する患者がなく実施していません。

(5) 福島県在宅重症難病患者一時入院事業

在宅重症難病患者が介護者の休息（レスパイト）等の理由により、在宅の介護を受ける事が困難となった場合の体制整備を図り、患者や家族等の相談に応じ、申請受理し一時入院受け入れ医療機関との調整を行うものです。

福島県では、9医療機関が本事業を受け入れていますが、県南地域には、受け入れ医療機関がなく、受け入れ医療機関の確保に努めました。

ア 本事業協力依頼活動

医療機関への事業説明訪問 1回

医療スタッフ向け事業説明会 1回

イ 本事業委託契約医療機関：管内で1ヶ所（会田病院）

ウ 事業利用者：実績なし

(6) 難病ボランティア育成支援

難病患者ボランティア「ゆいの会」（2003.3.7発足）の活動支援を行いました。

ア 平成26年度ゆいの会総会への出席し、情報提供を行った（保健師1名出席）。

イ 活動の助言等

5 遷延性意識障害者治療研究事業

(根拠) 遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象に、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

■遷延性意識障害治療研究事業認定患者数

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 数	5	5	5	3	4

6 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(根拠) 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

医療費の公費負担により、患者の医療負担及び精神的、身体的不安の軽減を図ることを目的としています。

■先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者：1人（平成26年度末現在）

7 原子爆弾被爆者対策事業

(根拠) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

健康診断の実施、医療の給付、各種手当の支給等を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図っています。

(1) 原子爆弾被爆者健康手帳所持者：4人（平成26年度末現在）

(2) 原子爆弾被爆者健康診断事業

■健康診断の実施状況

	第1回定期健康診断	第2回定期健康診断
受診者数	1	1

■希望によるがん検査の実施状況（実人員 1人）

	胃がん 検 診	肺がん 検 診	大腸がん 検 診	乳がん 検 診	子宮がん 検 診	多発性骨 髄腫検診
受診者数	1	1	0	1	1	1

■希望による一般検診の実施状況（実人数 0人）

(3) 被爆者二世健康診断

受診者 1名

(4) 原子爆弾被爆者各種手当支給事業

- ・健康管理手当支給者 1人(平成26年度末現在)

8 石綿による健康被害・救済給付事業

- ・申請なし

Ⅲ-2) -エ 献血者の確保

1 献血推進事業

(根拠) 福島県献血推進計画

平成26年度は県南保健福祉事務所管内の献血目標を4,415人(200mL:487人、400mL:3,928人、血液センター分を除く)に設定し、これを達成するため、献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図るとともに、市町村及び福島県赤十字血液センターと連携しながら献血事業の推進に努めました。

県南地域の献血者を確保するため、白河市においては街頭キャンペーンを2回実施したほか、管内の事業所を訪問するなどして、地域住民及び関係団体の理解と協力を求めました。

平成26年度実績は、4,388人(99.3%)、内訳は200mL献血が474人(97.3%)、400mL献血3,914人(99.6%)、200mL由来赤血球換算で8,302単位(99.5%)でした。

(1) 市町村献血担当者会議

- ・平成26年5月20日(火) 白河市立図書館内 地域交流会議室
- ・平成27年1月20日(火) 白河市立図書館内 地域交流会議室

(2) 街頭キャンペーンの実施

- ・平成26年7月17日(木) 白河駅前イベント広場
- ・平成26年12月4日(木) 白河駅前イベント広場

(3) 献血協力事業所訪問の実施

市町村、血液センター、保健福祉事務所の3者により事業所を訪問し、引き続き献血への理解と協力を求めました。

- ・平成26年6月23日(月)～平成26年12月15日(月) 5日間
訪問事業所数(のべ) 25

(4) 献血功労表彰

- ・厚生労働大臣表彰状 1団体
- ・厚生労働大臣感謝状 1団体
- ・福島県知事感謝状 3団体
- ・日赤支部長感謝状(金枠) 4団体

■献血実績(市町村別)

平成27年3月31日現在

市町村	献血者数 (人)	内 容			目標人数 (人)	目標人数 達成率(%)
		200mL	400mL	成分		
白河市	1,832	223	1,609	0	1,994	91.8
西郷村	837	59	778	0	619	135.2
泉崎村	142	17	125	0	193	73.5
中島村	115	11	104	0	151	76.1
矢吹町	507	47	460	0	522	97.1
棚倉町	401	24	377	0	419	95.7
矢祭町	226	35	191	0	161	140.3
塙町	255	46	209	0	257	99.2
鮫川村	73	12	61	0	99	73.7
合 計	4,388	474	3,914	0	4,415	99.3
25年度	4,809	926	3,883	0	4,646	103.5
24年度	5,381	1,182	4,199	0	4,855	110.8
23年度	4,411	966	3,445	0	4,844	89.2
22年度	4,607	965	3,642	0	4,648	99.1

2 移植医療の推進

(1) 骨髄バンク登録推進事業

(根拠) 骨髄バンク集団登録実施要綱

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会を開催するとともに、毎週水曜日には所内でも登録を受け付けています。

■管内の骨髄バンク登録者数の推移

年 度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
開催回数(回)	24	3	6	10	6
登録者数(人)	117	26	39	49	34

Ⅲ-3) 医薬品の有効性・安全性の確保

Ⅲ-3) -ア 医薬分業の適正な推進

1 医薬分業の推進

(根拠) 福島県医薬分業推進指針

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率で見ると、平成25年は49.1%と、平成24年(48.8%)に比べて増加しています。しかし、県全体と比べると、まだまだ低い状況にあります。

このため、平成11年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めていきます。

■院外処方せん受取率の推移

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
県全体	65.9%	67.4%	71.0%	70.8%	72.7%
県南地域	43.0%	46.0%	47.9%	48.8%	49.1%

Ⅲ－３）－イ 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

1 薬事監視

(根拠) 医薬品医療機器等法、監視業務指針

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

■薬事監視結果

平成27年3月31日現在

業 種 別	対 象 施設数	立入検査施設数		違反発見 件 数	処分件数	
		実 数	延 数		説 諭※	その他
医薬品						
薬局	46	16	16	11	11	
製造業	専業	5	7	7		
	薬局	5				
製造販売業（薬局のみ）	5					
店舗販売業	24	1	1			
卸売販売業	5	3	3	1	1	
薬種商販売業	1					
特例販売業	9	1	1			
配置販売業	2					
医薬部外品						
製造業	5	5	5			
化粧品						
製造業	4	4	4			
医療機器						
製造業	9	9	9			
修理業	1	2	2			
販売業	高度管理医療機器等	42	13	13		
	管理医療機器	284	12	12		
賃貸業	高度管理医機機器等	12	5	5		
	管理医療機器	9				
合 計	468	78	78	12	12	0
25年度	467	70	70	13	13	0
24年度	443	83	83	2	2	0
23年度	445	41	41	1	1	0
22年度	429	113	121	33	33	0

※：含指導票

2 医薬品医療機器等法等許認可事務

(1) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務

(根拠) 医薬品医療機器等法、許認可業務指針

■薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数

平成27年3月31日現在

区 分	新 規	許 可 更 新	許 可 証 書		変 更 届 * 含 許 可	廃 止 届	休 止 届	再 開 届
			書 換 交 付	再 交 付				
薬 局		4			89	1		
医 薬 品 販 売 業	店 舗	1			42	1		
	卸 売			1	6			
	薬 種 商							
	特 例				4			
	配 置							
配置身分証明書		7	2		※1 7	※2 3		
薬局医薬品製造販売業					5			
薬局医薬品製造業					5			
高度管理医療機器等販売・貸与業	3				7			
高度管理医療機器等販売業	2	2			17	1		
高度管理医療機器等貸与業	1		2		3	1		
管理医療機器販売・貸与業	2		※3 1					
管理医療機器販売業	25		※3 1		22	11	1	
管理医療機器貸与業								
合 計	34	13	7	0	207	18	1	0
25年度	24	14	10	0	214	15	0	0
24年度	21	20	0	0	157	19	0	0
23年度	20	26	1	1	131	26	0	0
22年度	48	43	3	0	137	47	1	0

※1 配置従事届 ※2 返納届 ※3 届出済証 < > 販売先変更許可

(2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物及び劇物取締法、許認可業務指針

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者の登録に関し、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行いました。

■毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

平成27年3月31日現在

区 分	新 規	登 録 更 新	登 録 票		変 更 届	責 任 者 ・ 設 置 ・ 変 更 届	廃 止
			書 換 交 付	再 交 付			
製 造 ・ 輸 入 業		2			1		
販 売 業	一 般	4	2		1	5	3
	農 業 用 品 目				1	8	1
	特 定 品 目			1		1	
特 定 毒 物 使 用 者							
特 定 毒 物 研 究 者							
業 務 上 取 扱 業 者							
合 計	4	4	1	0	4	13	4
25年度	4	7	0	0	4	8	5
24年度	3	27	0	0	2	14	7
23年度	4	9	0	0	5	14	9
22年度	3	23	1	1	6	17	3

3 毒物劇物による危害の防止

(根拠) 毒物及び劇物取締法、監視業務指針

毒物及び劇物取締法に基づいて、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取扱者に対する指導取締りを行い、事故の未然防止に努めました。

■監視指導実施結果

平成 27 年 3 月 31 日現在

業 種 別	対 象 施設数	立入検査 施 設 数	違反発見 件 数	処 分 件 数	
				説 諭※	その他*
毒物劇物製造業	2	2			
毒物劇物輸入業					
販 一 般	41	15	2	1	1
売 農 業 用 品 目	44	3			
業 特 定 品 目	3				
業 務 上	電 気 メ ッ キ 業	2	1		
	金 属 熱 処 理 業				
	運 送 業				
	届 出 不 要		64	0	0
特定毒物使用者					
特定毒物研究者					
合 計	92	85	2	1	1
2 5 年 度	92	64	5	4	1
2 4 年 度	95	70	7	7	0
2 3 年 度	99	64	0	0	0
2 2 年 度	104	134	12	12	0
2 1 年 度	105	54	27	26	1

※：含指導票 *：含始末書

IV 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

IV-1) 子育て支援サービスの充実

【管内児童数の推移】

平成 2 2 年 (2010 年) の国勢調査の結果による管内児童数は、26,455 人で管内総人口 150,117 人の 17.6% を占めています。平成 1 2 年 (2000 年) 21.4%、平成 1 7 年 (2005 年) 19.1% で漸減傾向が続いています。(参照資料編 表 14)

1 認可保育所の状況

(根拠) 児童福祉法第 2 4 条

平成 2 7 年 4 月 1 日現在、管内の認可保育所数は 2 5 か所であり、うち 4 か所が認定こども園の認定を受けています。

なお、平成 2 6 年 1 0 月 1 日現在の待機児童数は 3 3 名であり、平成 2 5 年 1 0 月 1 日現在と比較し 2 7 名減となっていますが、引き続き、都市部においては定員の増加など更なる対策の強化が求められています。

(参照資料編 表 15)

2 保育対策等促進事業

(根拠) 保育対策等促進事業実施要綱

子育てと仕事の両立を容易にするとともに、子育てに伴う負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進するため、認可保育所等が行う保育対策等促進事業について、実施する市町村に対し補助金を交付しました。

- ・延長保育促進事業：4市町村（11施設）※民間保育所のみ対象
(参照資料編 表15)

3 認可外保育施設の状況

(根拠) 児童福祉法第59条の2

平成27年3月31日現在、管内の認可外保育施設は事業所内施設が7か所、その他が7か所の計14か所（うち、事業所内施設1か所、その他1か所は休止中。）となっています。
(参照資料編 表16)

4 地域保育施設助成事業

(根拠) 福島県地域保育施設助成事業費補助金実施要綱

民間の認可外保育施設のうち事業所内施設を除く施設の入所児童の健康診断、教材等の購入及び運営に要する経費を市町村が補助する場合、当該市町村に対し補助金を交付しました。

- ・対象市町村：1町（1施設）

5 子育て支援新制度移行について

平成27年度からの「子ども子育て支援新制度」の本格施行に向け、管内の自治体担当者による担当者会議を実施しました。

- ・平成26年10月30日 県南保健福祉事務所にて 19名出席

IV-2) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

1 放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）等

(根拠) 福島県放課後児童健全育成事業実施要綱、福島県わくわく放課後支援事業実施要綱

放課後児童クラブの運営費について、「放課後児童健全育成事業（国庫事業）」基準に該当する場合には放課後児童健全育成事業として、同基準に該当しない場合には「わくわく放課後支援事業」として、それぞれ放課後児童クラブを設置する市町村に対し補助金が交付されました。

また、新たに児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための設備整備を促進するために、「放課後子ども環境整備事業」として各市町村に補助金が交付されました。

- ・放課後児童健全育成事業：9市町村（33クラブ）
- ・わくわく放課後支援事業：2市町村（3クラブ）
- ・放課後子ども環境整備事業：4市町（12クラブ）

(参照資料編 表17)

2 児童福祉（保育関係）行政調査指導

児童福祉法に基づく保育の実施を行う市町村における保育関係行政の運営状況及び事務処理状況を調査し、助言・指導を行いました。

実地指導：4市町村、書面指導：5市町村

3 保育所指導監査、認可外保育施設調査

児童福祉法等に基づき、認可保育所に対する運営指導・監査及び認可外保育施設に対する調査を実施することにより、当該施設の適切な運営の確保を図りました。

認可保育所実地監査：11施設、同書面監査：14施設

認可外保育施設実地調査： 8施設、同書面調査： 4施設

IV-3) 子育て家庭の経済的支援

1 児童手当の支給状況

(根拠) 児童手当法の一部を改正する法律

平成27年2月末現在の該当児童は19,436人となっています。

(参照資料編 表18)

2 多子世帯保育料軽減事業

(根拠) ふくしま多子世帯保育料軽減事業実施要綱

子育ての経済的支援を望む声を踏まえ、3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育所保育料の軽減措置を行う市町村に対し補助金を交付し、子育てにかかる保護者の経済的な負担感の軽減を図ることにより、保育所を活用した早期の職場復帰、早期就業を支援し、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の調和を図ることができる環境づくりを推進しました。

・対象市町村：管内全9市町村(175名分)

(参照資料編 表15)

IV-4) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

IV-4) -ア 障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実

1 慢性疾患児地域支援事業

(根拠) 福島県慢性疾患児地域支援事業実施要綱

地域における慢性疾患児とその家族の支援体制を整備するとともに、疾病の状態及び療育の状況に応じた適切な指導・相談・助言を行うことにより、慢性疾患児の自立、成長及びその家族の負担軽減を支援することを目的に交流会を実施しました。

対 象	実施回数	内 容	参加者数
1型糖尿病児の保護者	1	・交流会 アドバイザー： たんぼぼの会(1型糖尿病家族の会) 会長 齋藤栄子氏	5人 再掲：保護者 3人
10歳以下の小児慢性特定疾患児等の保護者	1	・交流会 講 師： 白河メンタルサポート カウンセラー 妹尾美由紀氏	8人 再掲：保護者 5人
小さく産まれた児とその保護者	1	・交流会 講 師： 福島病院管理栄養士 寶恵美氏 福島NICU親の会長 安齋砂知子氏	18人 再掲：保護者 9人、対象児 8人、対象児兄弟 1人

2 発達障がい児支援者スキルアップ事業

(根拠) 発達障がい児支援者スキルアップ事業実施要綱

(1) 発達障がい児支援者スキルアップ研修会の開催

発達障がい児とその保護者が、地域で安心して生活や子育てができるよう、乳幼児やその保護者を支援する市町村、保育所、幼稚園職員等に対し研修会を開催しました。

開催日・場所	主 な 内 容	対象者	参加者数
平成26年9月12日(金) 13:30~16:10 県南保健福祉事務所	・講義「保護者の障がい受容に対する支援」 講師 福島大学子どものメンタルヘルス支援事業推進室教授 内山登紀夫氏	市町村保健師、児童相談所職員等	20人
平成26年10月2日(木) 13:30~16:20 サンフレッシュ白河	・講義「気になる子の親支援」 講師 福島大学子どものメンタルヘルス支援事業推進室特任教授 黒田美穂氏 ・実践報告「発達障がい児支援の実際」 報告者 発達支援センターいずみぞき保育士 大原香織氏	保育士、幼稚園教諭、社会福祉協議会、児童クラブ職員等	98人

3 医療援護事業（養育医療給付）

（根拠）母子保健法第6条第6項

母子保健法第6条第6項に規定する、体重が2,000g以下、又は生活力が特に薄弱である症状等により医療機関への入院を必要とする未熟児に医療の給付を行うものです。平成25年度から、実施主体が県から市町村に権限委譲されたため、当所における認定は、平成25年3月までに受療した分となっています。

■養育医療の認定状況（体重別）

年度 出生体重(g)	25	19	20	21	22	23	24
～1,000	0	6	4	6	2	2	2
1,001～1,500	1	4	7	6	4	1	2
1,501～1,800	1	3	3	6	6	8	4
1,800～2,000	2	7	6	6	9	6	3
2,001～2,300	0	12	13	13	14	9	7
2,301～2,500	0	3	3	3	1	2	0
2,501～	1	7	10	5	7	10	3
計	5	42	46	45	43	38	21

■養育医療の認定状況（市町村別）

年度 市町村	25	19	20	21	22	23	24
白河市	3	17	21	23	18	21	11
西郷村	1	2	5	5	10	3	5
泉崎村	1	2	2	0	1	0	0
中島村	0	2	1	0	1	1	1
矢吹町	0	6	3	9	4	5	3
棚倉町	0	5	8	2	6	4	1
矢祭町	0	0	0	5	1	0	0
塙町	0	6	4	1	2	3	0
鮫川村	0	2	2	0	0	1	0
計	5	42	46	45	43	38	21

4 小児慢性特定医療支援

(根拠) 児童福祉法19条の2以下

福島県児童福祉法施行細則第4条

小児慢性特定疾病の児童等に公平かつ安定的な医療費助成の確立を図り、小児慢性疾病対策の充実を目指して、平成27年1月1日から児童福祉法が改正され、14疾患群・704疾病に対し医療支援を実施しています。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患児に対して福島県小児慢性特定疾患児手帳（ひまわり手帳）を交付しました。

■小児慢性特定医療支援の認定状況

平成27年3月31日現在 単位：人

市町村	悪性 新生物	慢性 腎疾 患	慢性 呼吸 器疾 患	慢性 心疾 患	内分 泌疾 患	膠原 病	糖尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 友 病 等 血 液 ・ 免 疫 疾 患	神 経 ・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	計
白河市	12	10	0	2	13	1	7	0	5	0	2	52
西郷村	5	1	0	1	5	0	0	0	1	1	0	(*1) 14
泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中島村	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
矢吹町	4	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	9
棚倉町	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	5
矢祭町	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4
塙町	3	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	7
鮫川村	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
計	27	15	0	9	25	2	7	0	6	2	2	95
19	23	19	3	14	35	10	10	6	9	3	0	132
20	18	16	3	13	43	5	12	6	9	4	1	130
21	18	19	2	15	38	4	12	6	10	4	1	129
22	19	17	2	13	34	5	10	4	8	4	2	118
23	24	21	2	12	31	3	12	3	6	4	3	121
24	30	18	0	15	28	3	10	2	6	4	2	118
25	31	17	0	11	24	2	6	0	6	2	2	101

*1 実13人、延14人（悪性新生物と内分泌疾患両方認定された者がいるため。）

5 身体障がい児（者）の親の集い支援

自主活動を行っている秋桜会に対し、次のとおり支援を行いました。

9回 延人数 77人

IV-4) -イ 子どもの権利擁護の推進

1 要保護児童対策の推進

(根拠) 児童福祉法第25条の8他

児童福祉法による一時保護や施設入所等の措置が必要とされる児童について、児童相談所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行うとともに、児童福祉施設の適切な運営と入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導を実施しました。

(参照資料編 表19,20)

IV-4) ウ ひとり親家庭の支援

1 母子家庭及び寡婦に対する総合的な支援

(根拠) 母子及び寡婦福祉法第9条、第13条

2名の母子自立支援員(うち1名は東白川福祉相談コーナー)が母子家庭等の生活一般、児童、生活援護等に関する相談を受け付け、援助・指導を実施しました。

また、経済的、社会的に自立が困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上のため、母子・寡婦福祉資金の貸付を行いました。

・母子等相談受付件数 916件(うち東白川福祉相談コーナー 405件)
(参照資料編 表 21, 22)

・母子寡婦福祉資金

貸付件数 11件(前年度13件)

貸付金額 7,440千円(前年度比63千円減) (参照資料編 表 23)

IV-5) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

1 先天性代謝異常等検査事業

(根拠) 福島県先天性代謝異常等検査事業実施要綱

先天性代謝異常症等のマス・スクリーニング検査の結果、精密検査となった児に対して、結果の確認や保健指導を実施しました。

単位：人

疾患名	精密検査対象者	結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
フェニルケトン尿症	0	0	0	0
メープルシロップ尿病	0	0	0	0
先天性甲状腺機能低下症	0	0	0	0
ホモシスチン尿症	0	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0	0
先天性副腎過形成症	2	0	1	1
その他	0	0	0	0
計	2	0	1	1

2 新生児聴覚検査支援事業

(根拠) 福島県新生児聴覚検査普及事業実施要綱

新生児聴覚検査の結果、精密検査となった児に対して、結果の確認や保健指導を実施しました。

単位：人

年度	精密検査対象者	結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
22	3	2	0	1
23	2	2	0	0
24	0	0	0	0
25	4	0	1	3
26	0	0	0	0

3 特定不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業

(根拠) 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱・福島県不育症治療費助成事業実施

要綱

不妊治療及び不育症治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療では体外受精及び顕微授精について、不育症治療ではヘパリンを主とした治療について、必要とした費用の一部の助成を行いました。

■特定不妊治療費助成の申請状況 単位：人

年度	実数	延数
22	51	75
23	48	77
24	65	108
25	79	112
26	62	89

■不育症治療費助成の申請状況 単位：人

年度	実数	延数
26	2	2

4 女性の健康支援事業

(根拠) 女性の健康支援事業実施要綱

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るために、妊娠・出産等にかかる心身の悩みを相談できる体制を整備し、健康問題の整理や治療等について自己決定できるよう支援しました。

(1) 不妊・不育で悩む人への支援事業

健康教育：思春期に関すること 1回 80人

(2) 女性の健康ホットライン事業

種別	相談件数	相談種別	
		電話相談	来所相談
思春期	1	1	
妊娠に関すること	3	3	
不妊に関すること	124	36	88
不育症に関すること	10	9	1

IV-6) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

1 県南地域思春期保健対策推進事業

県南地域の保健・医療・教育関係機関での思春期保健教育や事業の実施状況を調査し、思春期保健対策の進捗状況を把握・分析しました。

- ・調査時期：平成27年1月～2月
- ・調査対象：県南地域の市町村、全小学校・中学校・高等学校（定時制を含む）
 - ・特別支援学校
- ・思春期保健教育等の実施率

区分	実施率	内 訳
小学校 (43校)	100%	全校全学年で実施
中学校 (18校)	100%	全校全学年で実施
高等学校 (7校)	100%	全校全学年で実施
定時制高等学校(1校)	100%	全学年で実施
特別支援学校 (1校)	100%	全学年で実施

V ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

V-1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

1 県南地域保健医療福祉協議会

(根拠) 福島県県南地域保健医療福祉協議会設置要綱

県南地域保健医療福祉協議会は、県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成26年度は、県南地域保健医療福祉推進計画の進捗状況などについて審議を行いました。

平成26年度福島県県南地域保健医療福祉協議会（平成27年3月18日）

- ・ 県南地域の概況について
- ・ 県南地域保健医療福祉推進計画の進行管理について
- ・ 平成27年度県南保健福祉事務所重点事業について

2 社会関係及び保健衛生統計調査

(根拠) 統計法

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、病院報告、医療施設動態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

※主な厚生統計調査

- ア 国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）
- イ 社会保障を支える世代に関する意識等調査
- ウ 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- エ 社会保障・人口問題基本調査
- オ 医師・歯科医師・薬剤師届、保健師等業務従事者届出及び歯科衛生士等業務従事者届出調査
- カ 病院報告（従事者）

3 市町村社会福祉協議会指導監査

(根拠) 社会福祉法第56条

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内市町村社会福祉協議会等に対し、社会福祉法人の指導監査（実地監査）を実施しました。

- ・ 社会福祉法人指導監査実施数 4件（町村社会福祉協議会）

4 高齢者福祉計画等の推進

第六次高齢者福祉計画及び第五次介護保険事業支援計画の進行管理及び第七次高齢者福祉計画及び第六次介護保険事業支援計画の策定

(根拠) 老人福祉法 介護保険法

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に係る県南圏域連絡会議の開催

第六次福島県高齢者福祉計画及び第五次福島県介護保険事業支援計画の進捗状況の管理や第七次高齢者福祉計画及び第六次介護保険事業支援計画の策定に係る連絡・調整等を行いました。

- ・ 出席者 市町村保健福祉担当課長、医療機関代表者、社会福祉施設代表者、居宅系サービス提供機関代表者、地域包括支援センター代表者等
- ・ 開催日 平成26年10月15日
平成27年 1月27日

(2) 高齢者福祉計画等策定に係る市町村担当課長等会議の開催

- ・開催日 平成26年10月 8日
平成27年 1月19日

V-2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進

1 ひがししらかわ“健康な絆づくり”交流事業（過疎・中山間地域経営戦略県南地方会議）

(1) 「ひがししらかわ“元気っず”育成プロジェクト」

- ア 目的 東白川郡内における子育て支援
- イ 内容 「運動」や「栄養」について学ぶ機会を提供し、地域の子育てを支援する。
- ウ 小事業名 ひがししらかわ“元気っず”育成セミナー
子ども達が楽しく運動することに興味を持ち、健康づくりの基本となる「運動」習慣の大切さや健全な成長に必要な「栄養」摂取について親子で学ぶ機会を提供することで、子育てを支援しました。
 - ① “元気っず”育成・スポーツ健康セミナー：平成27年1月25日（日）
（場 所）矢祭町町営体育館
（対象者）矢祭町サッカースポーツ少年団員（31名）および保護者
 - ② “元気っず”育成・親子で食育セミナー：平成27年1月23日（金）
（場 所）埴町立埴幼稚園
（対象者）幼稚園児（47名）および保護者

(2) 「“ひがししらかわ”医療人育成支援プロジェクト」

- ア 目的 地域医療に従事する医師確保の推進
- イ 内容 地域住民と福島県立医科大学医学部生の交流体験型実習と、地域医療に関心を持つ全国の医学生を対象とした体験研修を実施する。
- ウ 小事業名 “ひがししらかわ”医療人育成・ふれあい支援事業（福島県立医科大学との連携）
福島県立医科大学での実習とタイアップし、医学生が東白川地域の生活を地域住民とのふれあいを通して学ぶことができる体験型実習を実施しました。
 - ① ひがししらかわ体験実習
平成26年7月11日（金）、7月18日（金）、9月19日（金）
（場 所）棚倉町
（参加者）福島県立医科大学医学部4年生（24名）、棚倉町12家庭
（内 容）健康問題を課題とする家庭を訪問する。
 - ② 地区交流会：平成26年9月19日（金）
（場 所）棚倉町立図書館
（参加者）福島県立医科大学医学部4年生（24名）、棚倉町12家庭
（内 容）家庭訪問した家庭と医学生の交流を行う。

2 老人クラブ活動等事業

(根拠) 福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助額 2,896千円

3 民生委員・児童委員の活動支援

(根拠) 民生委員法、児童福祉法

民生・児童委員は、それぞれの市町村の担当区域内の住民の実態を常に把握し、適切な相談や必要な援助を行うことによって地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極的な援助活動を行っています。

地域の現状を理解するとともに資質の向上を図る研修会等に対して講師の派遣等の協力・支援に努めました。(参照資料編 表 24, 25)

管内民生・児童委員数 366人 (平成27年3月31日現在)

V-3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進

1 百歳高齢者知事賀寿事業

(根拠) 百歳高齢者知事賀寿実施要綱

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

・平成26年度贈呈者数 43人

(平成25年度24人、24年度22人、23年度32人、22年度23人)

V-4) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実

1 地域支援事業

(1) 市町村及び地域包括支援センター支援

市町村職員及び地域包括支援センター職員が、効果的な介護予防事業や地域支援事業の実施ができるよう支援するため、情報交換会を開催しました。

■開催状況

研修等名・開催日・場所	内 容	参加者数
地域包括支援センター職員の情報交換会 開催日 平成26年9月19日 場所 県南保健福祉事務所	報告及び情報交換 ① 各種説明 介護保険の改正点の説明、認知症施策、認知症ケアパス作成の説明 ② 情報交換 支援困難を感じている介護支援専門員へのサポートについての情報提供 各方部毎に、検討したいテーマを抽出し、グループワーク演習を実施する。	20 (地域包括支援センター職員)
市町村職員の情報交換会 開催日 平成26年8月18日 場所 県南保健福祉事務所	情報交換会及び地域支援事業打ち合わせ会 ①情報交換会 ・各種事業の説明、介護と医療の連携 ・市主催「あんしんメイト養成」 ・介護予防事業等の情報交換会、地域支援事業交付金申請状況、認知症ケアパスの進捗状況、新しい総合事業、生活支援コーディネーターの準備状況、認知症地域支援推進員の配置の準備状況 ・資料配付による情報提供	12 (市町村職員)

	②地域支援事業（介護と医療の連携） 打ち合わせ会～方部別によるグループワークによる検討～ ・医療と介護の連携の方部別の検討 ・認知症施策の方部別の検討	
--	--	--

(2) 認知症対策

ア 県南地域認知症施策研修会（＊地域保健福祉活動推進事業として実施）

今後の認知症高齢者の増加に伴う認知症対策において、認知症施策5か年計画の着実な推進が求められ、さらに、医療介護総合確保推進法により、平成30までに全ての市町村で、初期段階での連携のもとに認知症の人やその家族に対して個別の訪問等を行う「認知症初期集中チーム」の設置や地域の実情に応じた各種サービスの連携支援や相談業務を行う「認知症地域支援推進員」の配置が位置づけられたため、このことについて検討していく必要がある。

よって、本研修会を通して、先駆的な取り組み事例等の情報提供や地域での実践的内容をグループワーク等により具体的に検討していけるよう、介護予防市町村支援事業の一環として市町村を支援していくことを目的に実施した。

開催日 平成26年10月7日

参加者 午前の部 24人、市町村職員、地域包括支援センター職員

午後の部 35人、市町村職員、地域包括支援センター職員、認知症の専門医療機関・在宅医療連携拠点事業担当者

イ 家族会への支援（リーフレット配布による街頭活動）

1回、参加者 8人、250部配布

ウ 最新資料の配付（認知症ケアパス等）

10回 市町村、地域包括支援センターに配布

(3) 地域ケア会議等活動支援事業

地域ケア会議等活動支援事業の実施にあたり、管内において円滑に事業が展開できるよう、打ち合わせ及び学習会、地域ケア会議支援を行う。

事業を通して、自立支援に資する包括的・継続的なケアマネジメント支援業務や多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築が推進できるよう市町村を支援しました。

ア 広域支援員派遣（学習会）

開催日 平成26年7月18日 参加者 学習会 31人

イ 専門職派遣

開催日 平成27年1月16日 臨床心理士

1例目 参加者 7人

2例目 参加者 12人

開催日 平成26年 1月19日 参加者 20人 弁護士

開催日 平成26年 2月 9日 参加者 20人 社会福祉士

ウ 保健福祉事務所の支援（打ち合わせ会、学習会、市町村地域ケア会議支援）

回数 16回（イの3回を含む）

□管内全体の打ち合わせ会 1回、参加者 12人

□各市町村・各地域包括支援センターへの支援

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成26年4月4日	①埴町主催の個別ケースの地域ケア会議支援	8
平成26年5月1日	②白河市ケアマネジメント支援会議における学習会事前打ち合わせ会	6
平成26年5月14日	③第1回白河市ケアマネジメント支援会議の支	68

平成26年6月1日 平成26年6月27日	援 ④第1回鮫川村地域ケア会議の支援 ⑤埴町主催の個別ケースの地域ケア会議 打ち合わせ、地域ケア会議の支援	2 3 9 1 3
平成26年10月2日 平成26年11月19日 平成26年11月28日 平成26年11月17日 平成26年12月15日 平成27年1月16日 平成27年1月19日 平成27年1月21日 平成27年1月28日 平成27年2月9日 平成27年3月11日	⑥西白河方部（中島村、泉崎村、矢吹町）の地域 ケア会議研修会の支援 ⑦埴町主催個別ケースの地域ケア会議支援 打ち合わせ 個別ケースの地域ケア会議 ⑧埴町主催個別ケースの地域ケア会議支援 事前の打ち合わせ 個別ケースの地域ケア会議 ⑨鮫川村第2回地域ケア会議の支援 ⑩鮫川村第3回地域ケア会議の支援 ⑪白河市地域包括支援センター及び白河市東部 地域包括センターの地域ケア会議の支援 専門職との打ち合わせ 1例目の地域ケア会議の実施（専遣活門職派用） 2例目の地域ケア会議の実施（専門職派遣活用） ⑫鮫川村第4回地域ケア会議（専門職派遣活用）の支 援 ⑬棚倉町地域包括支援センター業務打ち合わせ 会及び第9回ケアマネージャー連絡会の支援 打ち合わせ会 連絡会 ⑭鮫川村地域ケア会議の打ち合わせの支援 ⑮鮫川村第5回地域ケア会議の支援（専門職派遣） ⑯棚倉町地域包括支援センター業務打ち合わせ 会及び棚倉町第6回包括ケア会議 打ち合わせ会 包括ケア会議	4 4 3 8 1 1 8 4 0 2 3 4 7 1 2 2 0 4 1 7 2 2 0 5 2 1

ウ ①～⑯の参加者延 388人

(4) 市町村における養護者による高齢者虐待の対応報告による状況把握と
養介護施設従事者の高齢者虐待に関する調査

2 介護保険の認定

(1) 介護認定審査会委員研修会

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させること及び介護認定審査会における審査判定の適正化を図ることを目的に、介護認定審査会委員研修会を開催しました。

■介護認定審査会委員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成27年3月15日 サンフレッシュ白河	① 講義及び演習 ・介護保険制度の運営状況 ・業務分析データ ・DVD上映 ・介護認定審査会の手順とポイント 説明 県南保健福祉事務所職員	介護認定審査 会委員 市町村等事務 局 30

(2) 認定調査員研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しました。

■認定調査員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成27年2月27日 白河市立図書館	①説明 ・介護保険制度の運営状況等について ・業務分析データ 説明 県南保健福祉事務所職員 ② 講義「基本調査項目のポイント、特記事項 記載のポイント等」 講師：郡山ソーシャルワーカーズオフィ ス 吉田 光子氏 □ 連絡事項 講師：白河地方広域市町村圏整備組合	認定調査員・ 市町村等職員 白河地方広域 市町村圏整備 組合 159

(3) 市町村別要介護認定状況

認定者数は要介護、要支援とも年々増加する傾向にあります。

■要介護（要支援）認定者数(市町村別第1号被保険者)

単位：人

	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
白 河 市	247	452	0	312	627	446	423	291	2,798
西 郷 村	33	95	0	63	123	101	77	82	574
泉 崎 村	19	31	0	29	52	30	45	37	243
中 島 村	26	26	0	19	27	34	26	28	186
矢 吹 町	40	97	0	83	122	107	103	83	635
棚 倉 町	64	120	0	80	128	122	98	86	698
矢 祭 町	20	36	0	26	65	64	56	29	296
塙 町	74	83	0	68	91	98	72	74	560
鮫 川 村	18	36	0	24	23	33	36	36	206
H26. 3月末	541	976	0	704	1,258	1,035	936	746	6,196
H25. 3月末	499	979	0	644	1,214	1,012	961	824	6,133
H24. 3月末	524	918	0	611	1,082	896	952	791	5,774

H23. 3月末	541	904	0	564	1,060	923	958	770	5,720
H22. 3月末	538	833	0	538	1,010	924	901	723	5,467
H21. 3月末	466	753	0	417	993	892	885	776	5,182
H20. 3月末	466	779	0	390	900	852	881	764	5,032
H19. 3月末	490	713	4	593	799	691	870	667	4,827

3 介護保険法事業者指定

介護保険法に基づく事業者指定事務について、平成26年度における居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者の数は、介護給付サービス28事業者、予防給付サービスでは16事業者増えています。

施設サービスについては、施設は2施設、入所定員は160床増えています。

■居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者

区 分		27.4.1 現在	26.4.1 現在	増加数	対前年比
介護給付サービス	居宅介護支援事業者	57	51	6	1.12
	居宅サービス事業者	165	143	22	1.15
	訪問介護	37	32	5	1.16
	訪問入浴介護	8	7	▲1	1.14
	訪問看護（みなし指定除く）	9	8	1	1.13
	訪問リハビリテーション（みなし指定除く）	3	3	-	1.00
	居宅療養管理指導（みなし指定除く）	2	2	-	1.00
	通所介護	42	32	10	1.31
	通所リハビリテーション	11	8	3	1.38
	短期入所生活介護	16	14	2	1.14
	短期入所療養介護	9	9	-	1.00
	特定施設入所者生活介護	1	1	-	1.00
	福祉用具貸与	13	13	-	1.00
	特定福祉用具販売	14	14	-	1.00
小 計	222	194	28	1.14	
予防給付サービス	介護予防支援事業者	10	10	-	1.00
	介護予防サービス事業者	153	137	16	1.12
	介護予防訪問介護	36	31	5	1.16
	介護予防訪問入浴介護	8	7	1	1.14
	介護予防訪問看護（みなし指定除く）	9	8	1	1.13
	介護予防訪問リハビリテーション（みなし指定除く）	3	3	-	1.00
	介護予防居宅療養管理指導（みなし指定除く）	2	2	-	1.00
	介護予防通所介護	32	27	5	1.19
	介護予防通所リハビリテーション	11	8	3	1.38
	介護予防短期入所生活介護	15	14	1	1.07
	介護予防短期入所療養介護	9	9	-	1.00
	介護予防特定施設入所者生活介護	1	1	-	1.00
	介護予防福祉用具貸与	13	13	-	1.00
特定介護予防福祉用具販売	14	14	-	1.00	
小 計	163	147	16	1.04	
合 計	385	341	34	1.10	

■施設サービスの状況 () は入所定員

	27.4.1現在	26.4.1現在	増 減	対前年比
介護老人福祉施設	14施設(956床)	12施設(796床)	2(160)	1.16(1.20)
介護老人保健施設	9施設(716床)	9施設(716床)	0(0)	1.00(1.00)
介護療養型医療施設	0施設(0床)	0施設(0床)	0(0)	
合 計	23施設(1,672床)	21施設(1,512床)	2(87)	1.11(1.06)

※ 介護老人保健施設はショートステイを含んだベッド数(ショートステイベッド数は特定されていない。)

4 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

(根拠) 福島県介護保険施設等指導要綱

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・介護保険施設 15施設
- ・居宅サービス事業所 16事業所
- ・介護予防居宅サービス事業所 16事業所

5 老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・特別養護老人ホーム 11施設
- ・養護老人ホーム 1施設
- ・軽費老人ホーム 2施設

6 介護保険業務技術的助言(地域支援事業を含む)

(根拠) 介護保険法第5条第2項、第197条第1項、地方自治法第245条の4第1項

- ・実施市町村等 1市1町1村1広域市町村圏整備組合

V-5) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援

V-5) -ア 障がい者の地域生活移行の促進

1 県南障がい保健福祉圏域計画の推進

(根拠) 障害者自立支援法第89条

平成21年3月に策定された第2期福島県障がい福祉計画の中で、「ともに生きる社会」を実現することを主眼として集約した各圏域ごとの計画であり、障がい者を取り巻く現状やニーズ等に沿って設定した数値目標を踏まえ、サービス提供基盤の整備推進などに努めました。

2 県南地域生活移行圏域連絡会の設置

(根拠) 福島県自立支援協議会地域生活支援部会設置要綱

県南地域生活移行圏域連絡会設置要綱

福島県自立支援協議会地域生活支援部会の下部組織として位置づけられており、各地域自立支援協議会等の活動状況などの情報共有や意見交換などを実施しました。

■構成員

- ・事業者関係・地域自立支援協議会・行政関係

・相談支援アドバイザー

計 41人

■地域生活移行圏域連絡会の開催

開催日・場所	主な内容
平成26年7月31日 県南保健福祉事務所 会議室	1 精神保健福祉法の改正に伴う精神障害者の地域意向について 2 第4期市町村障がい者福祉計画について 3 県南圏域医療ケア対象児者実態調査について

3 精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修

(根拠) 福島県精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修実施要領

精神障がい者の地域生活移行についての理解を促進するため、関係者を対象に基礎研修を実施しました。

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成27年3月12日 県南保健福祉事務所 会議室	講演「精神障がい者を支援するときの対応方法について」 講師 県立医科大学医学部 神経精神医学講座助手 松本 貴智 氏	市町村職員 民生児委員 一般市民等	61人

4 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会

(根拠) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会設置要綱

精神障がい者の地域移行及び地域定着を図る上での課題把握と解決策の検討を行いました。

検討会への参加 3回

精神障がい者地域移行・地域定着全体会 1回

V-5) -イ- 1 人権への配慮と医療の確保

1 精神障がい者の措置入院等

(根拠) 精神保健福祉法第22条～第31条、第34条

精神障がい者に関する住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による診察、入院措置等を実施しました。

■精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況

単位：件

申請 一般人 (22条)	通 報				精神病 院管理 者の届 出 (26条の2)	移送 (34条)	合 計	診察 不要	診 察		要 措置
	警察 官 (23条)	検 察 官 (24条)	保 護 観 察 所 の 長 (25条)	矯 正 施 設 の 長 (26条)					1次	2次	
0	14	2	0	1	0	(8)	17	3	17	0	0

■措置入院患者の状況

単位：人

前年度末措置患者数	新規・転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
0	1	1	0	0

■医療保護入院患者の状況

入院届件数（33条）	退院届件数
143	121

2 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6

福島県精神科病院実地指導要領

精神科病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導及び実地審査を実施しました。

- ・実地指導：2病院（一般）1病院（特別）
- ・実地審査：措置入院3人 医療保護入院12人

V-5) -イ-2 在宅福祉サービスの充実

1 重度障がい者支援事業

(根拠) 福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援（以下の(1)～(3)の事業)を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1/2
- ・補助額 115,834千円

(1) 重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(2) 在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(3) 人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

2 特別障害者手当等の支給事業

(根拠) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、その負担の軽減を図りました。

- ・支給総額 20,082千円

■特別障害者手当等受給者数

平成 27 年 3 月 31 日現在 単位：人

市町村	特別障害者手当受給者数	障害児福祉手当受給者数	福祉手当(経過措置)受給者数	計
白河市(参考)	38	21	1	60
西郷村	3	12	0	15
泉崎村	4	3	1	8
中島村	7	2	0	9
矢吹町	12	6	1	19
棚倉町	5	5	1	11
矢祭町	6	2	0	8
塙町	4	5	1	10
鮫川村	4	1	0	5
計	45	34	4	84
26年度月額	@26,000円	@14,140円	@14,140円	

3 自立支援給付費負担金関係事業

障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的に市町村が障害者自立支援法第92条に基づき支弁する費用に対して負担金を交付しました。

(1) 障害福祉サービス費等

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者及び障がい児が障害福祉サービスを受けた場合、市町村が支弁する介護給付費等に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 466,270千円

(2) 相談支援給付費等

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 6,716千円

(3) 自立支援医療(更生医療)

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 8市町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 19,491千円

(4) 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、計画相談支援給付事業に対して負担金を交付しました。した。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 3,821千円

(5) 補装具費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、身体障がい者のための補装具費給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 7,202 千円

(6) 高額障害福祉サービス等給付費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障害者及び障がい児が負担限度額を超え障害福祉サービスを受けた場合に市町村が支弁する費用等に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 2 市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 28 千円

(7) やむを得ない事由による措置給付費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障害者及び障がい児がやむを得ない事由による措置給付費を受けた場合に市町村が支弁する費用等に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 1 市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 49 千円

4 福島県地域生活支援事業費補助金

障害者自立支援法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に支援を実施することにより障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする事業を実施した市町村に対して補助金を交付しました。

(1) 意思疎通支援事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 6 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 55 千円

(2) 日常生活用具給付等事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 5,658 千円

■日常生活用具給付状況

区 分	件数	区 分	件数
特殊寝台	6	酸素ボンベ運搬車	4
特殊マット	6	盲人用体温計（音声式）	0
特殊尿器	0	盲人用体重計	0
入浴担架	0	盲人用血圧計	1
体位変換器	1	パルスオキシメーター	2
移動用リフト	1	携帯用会話補助装置	0
移動・移乗支援用具	1	情報・通信支援用具	0
入浴椅子	1	点字ディスプレイ	0
訓練いす（児のみ）	0	点字器	0
訓練用ベット（児のみ）	0	点字タイプライター	0
入浴補助用具	3	視覚障害者用ポータブルレコーダ	6
便器	0	視覚障害者用活字文書読み上	1
T字状・棒状のつえ	3	視覚障害者用拡大読書器	2
歩行支援用具	0	盲人用時計	4
頭部保護帽	3	聴覚障害者用通信装置	2
特殊便器	1	聴覚障害者用情報受信装置	1
火災報知器	1	人工咽頭	9
自動消火器	1	福祉電話（貸与）	0
電磁調理器	1	ファックス（貸与）	0
歩行時間延長信号機用小型送信	0	視覚障害者用ワードプロセッ	0
聴覚障害者用屋内信号装置	4	点字図書	1
透析液加湿器	1	地デジラジオ	1
ネブライザー（吸引器）	7	ストーマ装具	2,505
電気式たん吸引器	7	紙おむつ等	35
屋内出入口拡張工事	1	収尿器	0
		居宅生活動作補助用具	5
		計	2,625

(3) 移動支援事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 8市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,995千円

(4) 地域活動支援センター機能強化事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターについて市町村が行う機能強化事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 983千円

(5) その他の事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村の判断により、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むために行った事業、期間相談支援センター等強化事業及び障害程度区分認定等事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 7,046 千円

V-5) -I-3 総合療育体制の推進

1 障がい児(者)地域療育等支援事業

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱

障がい児(者)専門相談支援事業として相談支援アドバイザーを配置し、市町村の相談支援体制整備等を支援するとともに、障がい児等療育支援事業として療育の専門家を保護者や関係機関へ訪問させる等により、専門的な療育相談を実施しました。

- ・受託施設名 2 施設 (相談支援アドバイザー各 1 名)
 ○白河市・西白河郡担当 白河こひつじ学園 (西郷村)
 ○東白川郡担当 はなわ育成園 (塙町)
- ・委託料 5,933 千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託施設名	障がい児(者)専門 相談支援事業		障がい児療育支援事業		
	市町村の相談支援体制への助言・指導	専門性が求められる相談への直接支援	訪問支援	外来支援	療育機関支援
白河こひつじ学園	139	13	32	0	9
はなわ育成園	96	66	11	17	2

2 発達障がいサポートコーチ事業

(根拠) 発達障がいサポートコーチ事業実施要綱

発達障がいサポートコーチを配置し、発達障がい児等の地域生活を支えるため、専門機関や関係機関と連携しながら、発達障がい児等が利用できる支援機関のコーディネートなどの支援を実施しました。

- ・受託法人名 社会福祉法人牧人会 (西郷村)
- ・委託料 546 千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託法人	個別支援計画による支援	地域の社会資源の開発	市町村等の支援体制整備の推進
牧人会	31	37	16

V-6) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援

1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

さまざまな問題や悩みを抱える女性を支援するため、相談機能の充実を図り女性福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次いで住居問題、子どもの問題が多くなっています。

・女性相談員兼母子自立支援員 1人

・女性相談受付件数 247件

(参照資料編 表 29, 30)

2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けて助言・指導を行うとともに、一時保護の委託、保護命令申立の支援等を行いました。

また、女性のための相談支援センターが主催する女性相談に関する研修などへ参加することにより、DVに関する各種法制度の知識の取得、相談対応技法の習得、実務的能力の向上を通して、DV被害者との相談対応能力の強化に努めました。

(参照資料編 表 31)

V-7) 生活支援の充実

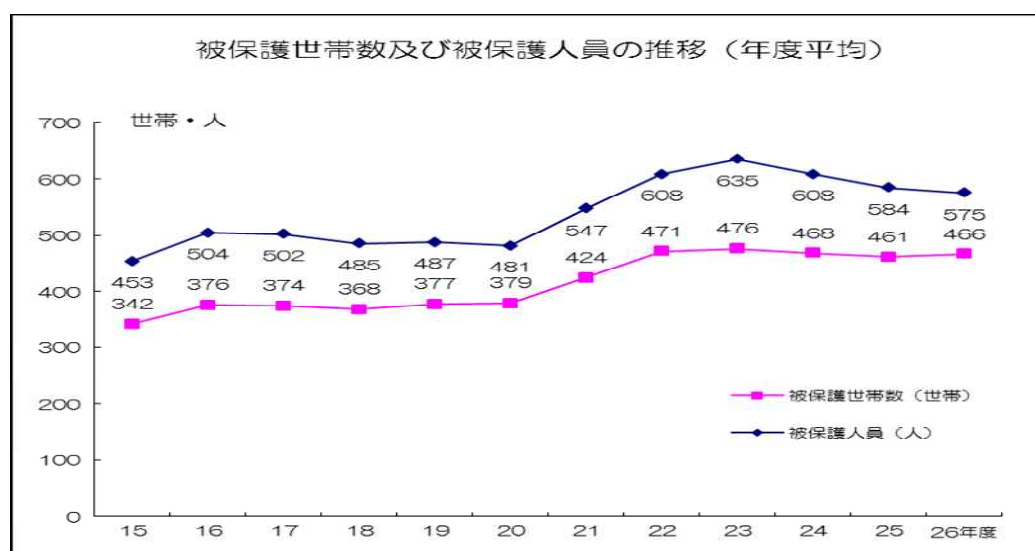
1 生活保護の適正実施

(根拠) 生活保護法

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助（生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）を実施しました。

平成26年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。

(1) 生活保護の実施状況



■被保護世帯数及び被保護人員の推移（平均値）

区 分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
21年度	424世帯	547人	6.4‰
22年度	471世帯	608人	7.1‰
23年度	476世帯	635人	7.5‰
24年度	468世帯	608人	7.3‰
25年度	461世帯	584人	7.0‰
26年度	466世帯	575人	7.0‰

（出典：福祉行政報告例）

保護率(‰:パーミル・千分率) = 被保護人員 ÷ 管内人口

平成26年度平均の被保護世帯数は466世帯、被保護人員は575人であり保護率は7.0‰となっています。

生活保護の推移を見ると、高齢化の進行や長期にわたる景気の低迷を背景として保護率は緩やかに上昇してきたところであり、特に、平成20年の世界的な金融危機後は急激に増加しました。しかし、平成24年度以降は復興関連の求人が増えたことなどから、被保護人員は前年を下回っています。（参照資料編 表32）

（2）町村別、扶助別被保護世帯の状況

■町村別被保護世帯数（平均値）

単位：世帯

西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村	合計
77	30	8	135	96	32	73	15	466

（出典：福祉行政報告例）

平成26年度における被保護世帯の町村別内訳では全466世帯中、矢吹町が135世帯で最も多く、次いで棚倉町が96世帯、西郷村が77世帯、埴町が73世帯となっています。（参照資料編 表33）

■扶助別被保護世帯数（平均値）

単位：世帯

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他	合計
21年度	349	238	22	64	375	10	1,059
22年度	389	268	22	79	424	15	1,197
23年度	405	273	24	86	433	16	1,237
24年度	386	266	20	86	432	15	1,205
25年度	375	253	17	84	429	12	1,170
26年度	379	258	16	89	441	9	1,192

（出典：福祉行政報告例）

平成26年度における被保護世帯の扶助別内訳では、全466世帯中、医療扶助は94.6‰にあたる441世帯が対象となっており、次いで生活扶助が379世帯、住宅扶助が258世帯となっています。

これら3つの扶助は、大半の世帯が給付を受けており、扶助の中心となっています。（参照資料編 表33）

(3) 生活保護の開始・廃止状況

■保護申請、開始及び廃止件数

単位：件

区分	申請	開始	廃止
21年度	130	106	54
22年度	108	85	49
23年度	86	62	82
24年度	87	70	87
25年度	104	65	47
26年度	88	41	48

(出典：保護申請処理簿、保護廃止処理簿)

平成26年度における生活保護の申請件数は88件でした。
また、年度内の開始は41件、廃止は48件となっています。

■生活保護開始の主たる要因

単位：世帯

区分	世帯主の傷病	世帯員の傷病	働きによる収入減少喪失	仕送りの減少・喪失	手持現金貯金の減少・喪失	その他	合計
21年度	36	0	12	5	44	9	106
22年度	21	1	8	9	36	10	85
23年度	11	1	9	3	21	17	62
24年度	22	0	3	5	28	12	70
25年度	13	2	5	4	29	12	65
26年度	10	2	3	3	21	2	41

(出典：保護申請処理簿)

平成26年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金貯金の減少・喪失が21世帯で最も多く、次いで世帯主の傷病が10世帯となっています。

(参照資料編 表34)

■生活保護廃止の主たる要因

単位：世帯

区分	死亡失踪	働きによる収入増加	社会保障給付金の増加	仕送り金等の増加	施設入所	その他	合計
21年度	25	1	7	0	0	21	54
22年度	18	5	1	0	1	24	49
23年度	23	7	5	0	1	46	82
24年度	27	15	7	0	3	35	87
25年度	18	8	3	0	1	17	47
26年度	26	5	1	1	1	14	48

(出典：保護廃止処理簿)

平成26年度における生活保護廃止の主たる要因は、死亡の分類が26世帯で最も多く、次いでその他(他管内への転出等)が14世帯となっています。

(参照資料編 表35)

(4) 医療扶助人員の状況

■入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員

単位：人（延人員）

区 分	総医療 扶助人員	入 院			入 院 外		
		医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計
2 1 年度	5,445	341	343	684	286	4,475	4,761
2 2 年度	6,161	279	327	606	244	5,311	5,555
2 3 年度	6,484	272	362	634	317	5,533	5,850
2 4 年度	6,483	252	388	640	318	5,525	5,843
2 5 年度	6,354	262	647	909	357	5,088	5,445
2 6 年度	6,405	254	805	1,059	325	5,021	5,346

(出典：福祉行政報告例)

平成26年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延1,059人、入院外が延5,346人となっています。

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院・入院外ともに大半が他の扶助との併給となっています。

(参照資料編 表36)

(5) 生活保護施設の利用状況

■生活保護施設別利用者数

単位：人

区 分	救 護 施 設					矢吹授産場（法別利用内訳）	
	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
2 1 年度末	20	16	4	1	41	14	6
2 2 年度末	21	16	4	1	42	16	6
2 3 年度末	21	16	4	1	42	15	7
2 4 年度末	20	19	4	1	44	15	7
2 5 年度末	21	19	4	1	45	13	8
2 6 年度末	21	22	4	1	48	13	7

(出典：施設事務費支給台帳)

平成26年度末における生活保護施設の利用状況は、救護施設では入所者数が前年度末より増加し48人となっています。

矢吹授産場では、生活保護受給者が13人、みなし保護が7人となっています。

(参照資料編 表37)

(6) 被保護世帯の世帯類型

■被保護世帯の世帯類型別内訳

単位：世帯

区 分	被保護世帯数	内 訳				
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
2 2 年3月分	449	201	19	84	72	73
2 3 年3月分	486	210	22	91	81	82
2 4 年3月分	467	204	18	76	111	58
2 5 年3月分	457	211	20	71	70	85
2 6 年3月分	470	235	19	71	76	69
2 7 年3月分	458	239	15	68	76	60

*保護停止中の世帯を除く

(出典：福祉行政報告例)

平成27年3月における被保護世帯の世帯類型は、高齢者世帯が239世帯で最

も多く、次いで傷病者世帯は76世帯、障がい者世帯が68世帯、その他の世帯が60世帯となっています。

高齢化の進行を背景に、高齢者世帯が全体の半数を占めています。

(参照資料編 表 38)

(7) 被保護世帯の就労状況

■被保護世帯の世帯構成別就労状況

単位：世帯

区 分		単身世帯	2人以上の世帯	合 計
22年3月分	働いている者がいる世帯	47	32	79
	働いていない世帯	316	54	370
23年3月分	働いている者がいる世帯	48	42	90
	働いていない世帯	345	51	396
24年3月分	働いている者がいる世帯	43	36	79
	働いていない世帯	337	51	388
25年3月分	働いている者がいる世帯	48	34	82
	働いていない世帯	321	54	375
26年3月分	働いている者がいる世帯	49	26	75
	働いていない世帯	342	53	395
27年3月分	働いている者がいる世帯	54	24	78
	働いていない世帯	332	48	380

(出典：福祉行政報告例)

被保護世帯の構成を平成27年3月で見ると、単身世帯が386世帯、2人以上の世帯が72世帯となっており、単身世帯が全体の8割を占めています。

就労形態別では、働いている者がいる世帯が計78世帯、働いていない世帯が計380世帯となっており、就労している者のいない世帯が全体の8割を占めています。

(参照資料編 表 39)

(8) 保護費の推移

■保護費の扶助別支出内訳

上段は構成比、単位：％ 下段は支出額、単位：千円

区 分	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合 計
21年度	28.1	6.7	49.2	3.2	12.8	100
	236,149	56,732	414,099	26,394	107,415	840,789
22年度	29.2	7.1	48.3	3.5	11.9	100
	266,270	65,247	440,867	31,898	108,603	912,885
23年度	29.7	7.4	46.2	3.9	12.8	100
	273,556	67,903	424,486	36,370	117,441	919,756
24年度	29.3	7.0	46.5	3.6	13.6	100
	262,292	62,326	415,264	32,069	121,845	893,796
25年度	28.7	7.1	47.1	3.3	13.8	100
	248,385	61,692	407,768	28,208	119,924	865,977
26年度	27.7	6.9	48.8	3.0	13.6	100
	253,385	62,866	446,666	27,989	124,426	915,332

(出典：生活保護費経理状況調)

平成26年度において当所管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含めて915,332千円となり、前年を49,355千円上回りました。扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が446,666千円で全体の48.8%を占め、次いで生活扶助費が253,385千円、施設事務費が124,426千円、住宅扶助費が62,866千円となっています。

(参照資料編 表 40)

(9) 自立支援プログラムの実施状況

平成26年度において、就労支援員を2名配置しケースワーカー並びにハローワークとの連携により、稼働能力のある被保護者に対する就労支援に取り組みましたが、その実施状況は次のとおりとなっています。

- 福島県生活保護就労自立促進事業
支援人数 71人
就労開始人数 延べ47人
・うち就労開始に伴う廃止世帯6世帯（※保護辞退を含む）
- 福島県長期入院患者退院促進事業
退院人数 0人

VI 誰もが安全で安心できる生活の確保

VI-1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

1 おもいやり駐車場利用制度推進事業

(根拠) おもいやり駐車場利用制度実施要綱

スーパー、病院、公共施設などには、歩行が困難な「障がい者、高齢者、妊産婦などが車を停めるためのスペース（車いすマークのある駐車場）が設置されていますが、このスペースを必要としない方々の心ない利用により、「必要としている方が必要としている時に」利用できない場合が多くあります。

この「おもいやり駐車場利用制度」は、福島県がおもいやり駐車場を利用できる者を明確にし、おもいやり駐車場で利用できる共通の利用証を交付することにより、おもいやり駐車場の適正利用を図ることを目的として、平成21年7月1日から実施しています。

ア 利用証交付数(平成27年3月31日現在)

県南 2,042件

イ 利用制度協力施設(平成27年3月31日現在)

県南 53施設

2 「福島県やさしさマーク」交付事業

(根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付しています。

(参照資料編 表41)

VI-2) 生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上

1 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業

(根拠) 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法他

(1) 生活衛生関係施設等の衛生指導

東日本大震災による施設被害の復旧がおおむね終了し、通常営業に戻った施設が多くなりましたが、旅館等、県外利用者の多い施設では風評被害により利用者が減少しているため、利用状況を勘案しながら指導を行いました。(参照資料編 表42)

■市町村別環境衛生関係営業施設数

平成 27 年 3 月 31 日現在

市 町 村	旅 館 業				興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合 計
	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿		普通	その他			一般	取次所	
白 河 市	8	28	4		4		16	96	138	12	36	342
西 郷 村	8	15	5				11	23	25	2	4	93
泉 崎 村	1	2	1		1		1	6	8		2	22
中 島 村			1				1	7	6	1	1	17
矢 吹 町	2	8	2	1	1		7	28	41	2	11	103
小 計	19	53	13	1	6	0	36	160	218	17	54	577
棚 倉 町	4	13	2		1		7	26	40	2	11	106
矢 祭 町		5	5				1	7	11	1	3	33
塙 町	1	9	1				2	15	22	5	8	63
鮫 川 村		2	10				3	6	4		2	27
小 計	5	29	18	0	1	0	13	54	77	8	24	229
合 計	24	82	31	1	7	0	49	214	295	25	78	806

ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

		公的泊施設	民間企業保養所	ホテル	ビジネスホテル	モーテル類似施設	観光旅館	普通旅館又は簡易宿所	ペンション	山小屋バンガロー	農林漁業体験民宿	その他	総数
ホテル営業		2	1	9	11							1	24
旅館営業		2	3	1	2	20	4	48	1			1	82
簡易宿所営業	(通年)	1		1				9	1	1	12		24
	(季節)							2		5			7

イ 興行場の内訳

スポーツ施設等	公会堂・市民会館等	総数
2	5	7

ウ 公衆浴場の内訳

普通公衆浴場	むし風呂	サウナ風呂	老人福祉センター	デイサービス	ヘルスセンター等	旅館	温泉	その他	総数
0	2	0	4	1	11	12	2	17	49

エ クリーニング所の内訳

一般	特定洗濯物取扱施設(再掲)	リネン(再掲)	パーク使用施設	エタン使用施設	取次所	総数
25	2	2	0	0	78	103

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理 容 所			美 容 所			ク リ ー ニ ン グ 所		
理容師数	その他	小 計	美容師数	その他	小 計	クリーニング師数	その他	小 計
423	4	427	486	8	494	33	274	307

(2) 生活衛生関係その他の施設

平成 27 年 3 月 31 日現在

市町村	火葬場	墓地・ 納骨堂	特定建 築物	建築物 環境衛 生登録 業	コイ ンラ ンド リー	無店舗 取次店	一般プ ール	温 泉		合 計
								源泉	利用 施設	
白 河 市	注		24	6	15	1	7	7	4	64
西 郷 村		59	8		1		1	29	18	116
泉 崎 村		10		1			1	3	1	16
中 島 村		14			2			1	2	19
矢 吹 町	1	49	6		4		1	8	8	77
小 計	1	132	38	7	22	1	10	48	33	292
棚 倉 町	1	92	4	1	3		1	2	3	107
矢 祭 町		69	1		1		1	3	2	77
塙 町		89	1	2	1		1	10	6	110
鮫 川 村		48					1	5	2	57
小 計	1	298	6	3	6		4	20	13	351
合 計	2	430	44	10	28	1	14	68	46	643

注) 平成 23 年 4 月 1 日より白河市に権限移譲

ア 火葬場等施設の内訳（白河市を除く）

火 葬 場			墓 地					納 骨 堂		
公 営	その他	小 計	公 営	法 人	共 同	個 人	小 計	公 営	法 人	小 計
2		2	296	81	30	20	427		3	3

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店 舗	事務所	専ら事務 所（再掲）	学 校	旅 館	その他	計
特定建築物数	(4) 4	14	(5) 6	1	(2) 2	(1) 11	(1) 7	(13) 44
管理技術者選任数	4	14	6	1	2	11	7	44

() 内は公用公共施設数

ウ 建築物環境衛生に係る登録業者の内訳

建築物 清掃業	空気環 境測定 業	空調ダ クト清 掃業	飲料水 水質検 査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生一般 管理業	総合管 理業	計
2				7	1				10

エ 遊泳用プール施設の内訳

公 営	民 営	計
11	3	14

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

(根拠) レジオネラ属菌水質検査事業実施要領

旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌行政検査を実施し、関連設備の衛生管

理指導を行いました。

レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、直ちに立入検査を行うとともに、改善対策実施後の確認のために自主検査の実施を指導しました。検査の結果全ての施設において基準値以下となったことを確認しました。

■レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数	検査結果		備考 (基準値)
	不検出	検出	
15	13	2	10CFU/100ml 未満

(2) 理容所美容所衛生確保対策事業

(根拠) 理容所美容所衛生対策確保対策事業実施要領

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果に基づき消毒方法について適切な指導、啓発を行いました。

陽性となった施設に対しては、立入等により適切な消毒方法を指導しました。

■フードスタンプ検査結果

	理 容 所				美 容 所			
	検査施設数	ブドウ球菌検出数	一般細菌検出数	いずれも不検出	検査施設数	ブドウ球菌検出数	一般細菌検出数	いずれも不検出
カミソリ	17	7	2	8	4	1	1	2
はさみ	13	1	1	11	13	0	3	10
くし	14	2	3	9	12	3	2	7
ヒゲブラシ	16	5	5	6	—	—	—	—

3 家庭用品安全対策試買検査事業

(根拠) 家庭用品試買検査実施要領

乳幼児用衣服や繊維製品、エアゾール製品等の家庭用品について試買検査を実施しました。検査の結果、全て基準に適合していることを確認しました。

■家庭用品安全対策試買検査状況

	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のもの)	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のものを除く)	水酸化カリウム 又は水酸化ナトリウム	計
検体数	5	4	2	11
不適数	0	0	0	0

4 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談事業

住民からの害虫等の同定、駆除に関する相談に応じるとともに、内容によっては現地確認又は専門業者の紹介を行いました。

■ねずみ・衛生害虫の相談状況

	アタマジラミ	ハチ	ダニ	その他	合計
苦情・相談数	3	4	0	19	26
被害者数	4	0	0	0	4

5 衛生講習会の事業

営業者の衛生管理意識の向上を図るため、関係組合等からの依頼に対して職員を派

遣し衛生講習を実施したほか、保健所主催の講習会も実施しました。

■衛生講習会実施状況

区 分	主 催 者	回 数	受講者数 (人)
理容師衛生消毒講習会 (矢吹)	理容組合矢吹支部	1	1 9
理容師衛生消毒講習会 (東白川)	理容組合東白川支部	1	2 0
理容師衛生消毒講習会 (白河)	理容組合白河支部	1	4 2
美容師衛生消毒講習会 (矢吹)	県南保健所	1	2 1
旅館業衛生講習会 (白河)	旅館生活衛生同業 組合白河支部	1	1 3
グリーンツーリズム講習会	県南農林事務所	1	2 4
計		6	1 3 9

6 温泉保護対策事業

(根拠) 福島県温泉保護利用対策要綱等

温泉を公共の浴用に利用している施設に対して監視指導を行い、温泉の適正利用を図りました。

■温泉源泉数及び監視指導状況

平成 27 年 3 月 31 日現在

利用源泉		未利用源泉		総源泉数	総湧出量(1/分)		監視指導 実源泉数
自 噴	動力装置	自 噴	動力装置		自噴	動力	
8	25	6	29	68	322	4,588	19

■温泉利用施設数及び監視指導状況

温泉利用施設数		合計	監視指導 実施施設数
浴 用	飲 用		
46	1 ※	46	29

※浴用施設の中の再掲

VI-3) 安全な水の安定的な供給

1 水道施設等の整備に関する指導事業

(根拠) 水道法

平成 25 年度末現在の管内の水道普及率は 93.2%と県平均 89.9%よりわずかに高くなっていますが、5 町村においては投資効率の観点等から普及率が伸びておりません。

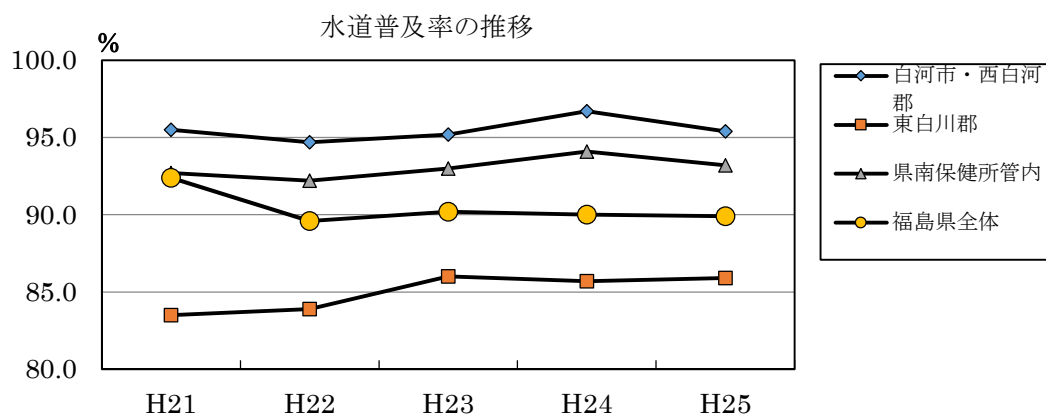
安心して飲める「おいしい水」が安定的に供給されるよう、また市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう、水道事業者に対する指導助言を実施しました。

■市町村別水道普及状況

(H26.3.31 現在)

市町村	行政区域 内総人口	給水人口	水道普及率 (%)	年度末水道普及率 (%)			
				2 4 年度	2 3 年度	2 2 年度	2 1 年度
白河市	62,777	60,747	96.8%	96.7	96.9	96.6	97.5
西郷村	19,681	19,167	97.4%	98.8	98.4	96.6	96.7
泉崎村	6,575	5,533	84.2%	84.5	84.3	84.2	87.0
中島村	5,001	4,803	96.0%	93.9	94.0	93.4	95.8
矢吹町	17,946	16,632	92.7%	99.3	90.1	90.2	90.3

小 計	112,980	106,882	95.4%	96.7	95.2	94.7	95.5
棚倉町	14,467	14,118	97.6%	97.5	97.5	97.7	97.5
矢祭町	6,019	5,426	90.1%	90.2	93.5	90.5	89.7
埴 町	9,334	7,388	79.2%	79.4	79.5	78.5	78.3
鮫川村	3,683	1,845	50.1%	48.5	46.1	34.5	33.6
小 計	33,508	28,777	85.9%	85.7	86.0	83.9	83.5
合 計	145,483	135,659	93.2%	94.1	93.0	92.2	92.7
福島県	1,937,530	1,742,174	89.9%	90.0	90.2	89.6	92.4



2 水道施設等の衛生指導事業（放射性物質のモニタリング検査）

飲料水の放射性物質のモニタリング検査を行い、安全性の確認を行いました。

実施件数 11件

検査結果 すべてND（検出限界 1Bq/kg）

VI-4) 食品等の安全性の確保

「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」及び「ふくしま食の安全安心対策プログラム」に基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の収去検査を実施するなど、生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成26年度食品衛生監視指導計画」に基づいて製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図りました。

また、加工食品等の放射性物質検査を実施し、食品の安全性を確保しました。

さらに、食品関係事業者や消費者を対象とした衛生講習会、小中学校の児童・生徒を対象とした食の安全教室など各種講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

1 食品営業許可施設等の監視指導事業

（根拠）食品衛生法

（1）食品営業施設の許可状況

平成26年度末現在の食品営業許可施設数は3,260施設で、このうち飲食店営業が1,563施設と全体の約48%を占めており、次いで乳類販売業、喫茶店営業の順となっています。

また、営業許可を要しない施設数は3,494施設で、このうち菓子販売業が1,590施設と全体の約46%を占めており、次いで食品販売業、野菜果物販売業の順とな

っています。

(参照資料編 表 44, 45)

(2) 食品関係施設の監視・指導状況

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対する定期的な立入検査を行って衛生確保の徹底を図るとともに、夏期一斉及び年末一斉取り締まりなどにより食中毒等の事故防止を指導しました。

平成26年度における監視指導総数は2,851件で、その内許可施設の延べ監視件数は1,969件、許可を要しない施設の延べ監視件数は882件となっています。

(参照資料編 表 44, 45)

また、卸売市場について施設の拭き取り検査やフードスタンプによる細菌検査を行い、その検査結果に基づいて施設の衛生管理を指導しました。

■拭き取り検査

施設	回数	検体数	備考
卸売市場(魚介類せり売業)	2	10	腸炎ビブリオ最確数・大腸菌群・黄色ブドウ球菌

■フードスタンプ検査

施設	回数	検体数	備考
卸売市場(魚介類せり売業)	2	30	大腸菌群・大腸菌群

2 食品の安全対策事業

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品等の収去検査等

違反又は不良食品の流通を防止するため、食品製造施設や販売施設等から食品等の収去検査及び買上検査を行い、その結果に基づいて衛生管理等を指導しました。

(参照資料編 表 46)

■食品別収去検査状況

食品種別	総検体数	一般収去	放射性物質収去	安全対策収去
魚介類	6	4		2
冷凍食品	2	2		
魚介類加工品	4		4	
乳類・肉卵類・その加工品	51	8	40	3
アイスクリーム類・氷菓	5	4	1	
穀類・その加工品	118	20	94	4
野菜果物・その加工品	375	14	342	19
菓子類	148	18	130	
清涼飲料水	22	8	14	
その他の食品	78	46	31	1
合計	809	124	656	29
検査目的		病原性微生物・食品の成分規格・食品添加物等	放射性物質	残留農薬・貝毒・抗生物質等

■食品安全対策買上検査

食品種別	買上検体数	検査目的
魚介類	1	動物用医薬品
合計	1	

(2) 食品衛生思想の普及啓発

ア 衛生教育

食品関係業者や集団給食施設従事者などを対象に、衛生管理意識の向上や食中毒防止に関する衛生教育を行うとともに、食品業者等からの依頼に対しては、講師を派遣して衛生講習会（出前講座）を実施し、食品衛生思想の普及啓発に努めました。

また、小中学校の児童・生徒を対象に食の安全教室を開催し、手洗い実習等の体験学習を通じて幼少期からの食中毒予防の普及啓発に努めました。

衛生教育の実施状況は、講習会を100回開催し、受講者は3,422名で出前講座は33回、受講者は934名でした。

■衛生教育講習実施状況 単位：回又は人

区 分	実施回数	受講者数
食品関係業者等講習会	27	826
食品衛生責任者養成講習会	4	161
食品衛生責任者再教育講習会	10	154
集団給食施設関係者講習会	5	188
消費者等食品衛生講習会	5	74
小中学校の食の安全教室	49	2,019
計	100	3,422

■出前講座（再掲）

区 分	実施回数	受講者数
食品関係業者等	27	826
集団給食施設関係者	1	34
消費者等	5	74
計	33	934

イ 食品衛生月間事業

食品衛生月間（8月）には、管内の大型量販店の店頭で消費者等に食品衛生に関するチラシを配布し、食品衛生思想の普及啓発を行いました。

また、子供たちに「食の安全・安心」についての関心と理解を深めてもらうため、「食の安全教室夏期講座」を開催しました。

■街頭キャンペーン

月 日	場 所	参 加 者
8月6日	ベイシア白河モール店	県南食品衛生協会等 9名、保健所3名
8月7日	ヨークベニマル棚倉店	県南食品衛生協会等 6名、保健所3名

■食の安全教室夏期講座

月 日	場 所	参 加 者
8月1日	春雪さぶーる株式会社 サガミハム白河工場 (白河市白坂牛清水105番地)	小学生児童：10名 保護者(引率者)：10名 工場関係者：5名 食品関係団体：2名 行政機関(保健所)：3名

(3) 『食品安全110番』の状況

消費者の食品の安全性に関する苦情、相談、問い合わせ等の総合窓口として、保健所に『食品安全110番』を設置し、住民からの苦情、相談等を受け付けるとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら対応し、食に対する不安の払拭に

努めました。
苦情・相談の件数は2件でした。

(4) 食中毒の発生状況

平成26年度は、管内においては2件の食中毒事件が発生しました。
いずれも自然毒（植物性1件・動物性1件）による家庭内での食中毒でした。

■管内の食中毒の発生件数

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
発生件数	1	1	2	3	1	0

(5) 調理師・製菓衛生師試験

■管内受験者の状況

	受験者数	合格者数	合格 率
調理師試験	59	36	61.0%
製菓衛生師試験	6	6	100%

VI-5) 人と動物の調和ある共生

「狂犬病予防法」及び「犬による危害の防止に関する条例」に基づき畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の推進指導並びに放置犬等に対する指導取り締まりを実施しました。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物の譲渡事業や飼い犬等のしつけ方教室を実施し、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図りました。

1 市町村の畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の支援、指導事業

(根拠) 狂犬病予防法

平成26年度における管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況は、下表のとおりです。

■畜犬登録及び狂犬病予防注射実施頭数

平成27年3月31日現在

市町村	総登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数	注射頭数	注射実施率
白河市	3,941	259	345	2,413	61.2%
西郷村	1,263	89	92	887	70.2%
泉崎村	590	43	37	337	57.1%
中島村	460	27	27	259	56.3%
矢吹町	1,392	64	72	807	58.0%
棚倉町	815	62	70	651	79.9%
矢祭町	439	31	69	380	86.6%
塙 町	642	48	83	445	69.3%
鮫川村	463	43	53	262	56.6%
合 計	10,005	666	848	6,441	64.4%

(参照資料編 表47)

2 犬による危害防止、適正飼養指導事業

(根拠) 犬による危害の防止に関する条例

平成26年度の犬に関する不適正飼養等の苦情件数は168件で、近年、減少する傾向にあります。主な内容は、迷い犬・放浪犬・野犬・啼声などによるもので、全体の約77%（129件）を占めています。

■犬苦情処理件数

平成 27 年 3 月 31 日現在

区 分	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野 犬	家畜・田畑等の被害
件 数	12	8	50	48	19	0
区 分	咬傷等の危険性	臭気・はえ等	啼声	脱糞	その他	計
件 数	6	0	15	1	9	168

(参照資料編 表 48, 49)

3 飼い犬等のしつけ方教室事業

(根拠) 飼い犬等のしつけ方教室実施要領

人と動物の共生に必要な基本的マナーを習得してもらうため、教室受講希望者を対象に、学科講習及び実技講習の2部構成による「飼い犬等のしつけ方教室」を実施しました。

区 分	回 数	受講者数
学 科	4	15名
実 技	4	11名

4 動物の譲渡事業

(根拠) 犬及びねこの譲渡要領

動物の命を尊び、いたずらにその命を奪うことがないように、保健所に収容された抑留犬及び引き取り依頼動物の譲渡事業を実施しました。また、譲渡に当たり、動物愛護思想と適正飼養の知識と技術の普及を図りました。

■譲渡の内訳

成 犬	23頭
子 犬	25頭
成 猫	4頭
子 猫	5頭

5 小学校への獣医師派遣事業

(根拠) 小学校への獣医師派遣事業実施要領

幼少期から動物を愛護する気風を醸成し、生命尊重や友愛などの情操の涵養を図るため、保健所の獣医師を小学校へ派遣し、動物の飼い方の指導や動物との触れ合い等の体験型授業を実施しました。

■獣医師派遣実施状況

派遣学校数	受講者数	協力者数*
19校	875名	54名

* 動物愛護ボランティア38名及び獣医師16名

6 動物取扱業者指導事業

(根拠) 動物の愛護及び管理に関する法律

動物取扱施設等における動物の健康及び安全を保持するとともに、周辺的生活環境の保全を図るため、動物取扱業者の立入指導を実施しました。

■動物取扱業（第1種）施設監視件数 平成27年3月31日現在

業態	販売	保管	貸出	訓練	展示	計
施設数	14	20	1		2	37
監視数	25	25	3		3	56

主な取扱動物等：＜販売＞犬、猫、ウサギ、ハムスター、インコ、カメ

＜保管＞犬、猫

＜展示＞馬、ポニー、山羊、ウサギ

■動物取扱業（第2種）施設監視件数

業態	販売	保管	貸出	訓練	展示	計
施設数	1				1	2
監視数	1				1	2

VI-6) 健康危機管理体制の強化

VI-6) -ア 災害時医療体制の充実

1 災害時の救急連絡網の作成・配布

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害救急医療システムネットワーク整備実施要領

災害が発生した場合に、初動期における医療救護活動が、迅速かつ的確に行われるよう、関係機関の連絡先一覧表を作成し、関係機関へ配布しています。

2 災害時用の医療資機材の保管管理

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル

医療資機材を保管管理するとともに、災害時に必要に応じて調達を行う体制を整備しています。

3 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害時医薬品供給マニュアル

県南医療圏の医薬品卸売会社と委託契約を締結し、災害発生時には医療機関、救護所等に対し医薬品を提供できる体制を整備しています。

